

石川県強靱化計画

令和8年3月

石川県

<目次>

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	2
1	計画の位置づけ.....	2
2	計画の期間.....	2
3	基本目標、事前に備えるべき目標.....	2
4	基本的な方針.....	3
5	石川県の地域特性.....	3
6	想定するリスク.....	4
7	石川県地震被害想定調査結果（R7.5公表）.....	11
III	脆弱性評価.....	16
1	脆弱性評価の考え方.....	16
2	起きてはならない最悪の事態の設定.....	17
3	脆弱性評価の結果.....	19
IV	推進方針.....	20
1	推進方針の整理.....	20
2	施策分野ごとの推進方針.....	21
V	計画の推進.....	55
	（別紙1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価.....	56
	（別紙2）施策分野ごとの指標.....	116

I はじめに

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきた。平成23年に発生した未曾有の大震災である東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な視点で着実に実施していくことが必要である。

こうしたことから、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文で掲げられているように、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

石川県においても、平成28年3月に「石川県強靱化計画」を策定し、令和3年2月に改定を行い、県土の強靱化に向けた施策を推進してきたものの、近年の災害の頻発・激甚化を踏まえれば、強靱化は依然として喫緊の課題である。

特に、県政史上未曾有の災害となった令和6年能登半島地震では、県内各地に甚大な被害が生じ、住民生活や地域社会、産業基盤に深刻な被害を与えた。この経験は、石川県における防災・減災対策の在り方を根本から考える契機となり、災害に強い社会の構築を目指す必要性を改めて強く認識させるものとなった。

このため、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化、国の基本計画の最新の改定内容はもとより、能登半島地震や奥能登豪雨をはじめとする直近の災害から得られた教訓を踏まえ、ここに本計画の改定を行うものである。

II 基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づくものであり、下記の計画期間における本県の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるとともに、常に「石川県地域防災計画」をはじめとして、各種計画等との整合を図るものとする。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土強靱化」を推進する。

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

を設定する。

4 基本的な方針

本計画では、基本計画の基本的な方針を踏まえ、次の5つの基本的な方針のもと、県土強靱化を推進する。

- ① 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化
- ③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- ④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
- ⑤ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

5 石川県の地域特性

(1) 位置の概要

本県は、本州の中央部に位置し、日本海に面している。東は宝達山脈、大門山系等により富山県と接し、南は白山、大日山の両白山地が岐阜、福井両県に接している。

また、北部は、能登半島が日本海側に大きく突き出ている。このため、県の概形は、北東から南西方向に細長く、東西の延長距離は99.6 km、南北の延長距離は198.8 kmあり、海岸線の総延長距離は601.3 kmに及んでいる。

(2) 地形の区分

地形的特徴から、下記の区域に大別され、山地、丘陵、台地、平野などの地形区分は、以下に示すとおりである。

- ア 北・中部区域

{	北部区域	……能登山地、能登丘陵、邑知低地帯
	中部区域	……石動・宝達山地、津幡・森本丘陵
- イ 南部区域…………… 能美・江沼丘陵、加越山地
- ウ 加賀低地区域

※ 北・中部区域は能登全域と加賀の北部を含む区域で、南部区域は金沢以南の区域、加越山地は福井・岐阜・石川・富山県にわたる加賀美濃山地の一部に相当する区域をいう。

(3) 地勢的特徴

県内各地を流れる河川及び流域の概況は、次のように特徴づけることができる。

- ア 山間部地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。
- イ 地形上、急流が多く、流域延長の短い小河川が多い。
- ウ 山の配置が地形的に多雨をもたらしやすい状態にある。
- エ 年間の積雪量が多い。
- オ 年間の平均流量が多い。
- カ 海岸近くに潟が多く、これに流入する小河川も多い。
- キ 河口は波浪により堆積した砂礫でふさがれやすく、かつ移動しやすい。

6 想定するリスク

本計画で対象とするリスクは、大規模な自然災害に限定される。これは、国土強靱化基本計画が同様に大規模災害を中心に据えていることに加え、近年の気候変動の影響によって豪雨や台風などの気象災害が一層激しく、頻繁に発生している現状、さらに将来的に発生が懸念される大規模地震などの脅威が、県として早急に対応すべき課題となっ

ているためである。

地震災害

県の地震被害想定調査（R7.5公表）において、本県及び周辺で発生した地震被害や国における学術的知見、活断層の評価を踏まえ、県内・隣県に位置する陸海域の9断層帯を選定し、その被害等を予想している。（11ページに後述）

○ 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日16時06分、能登地方を震源とするマグニチュード（以下Mと記述）5.5の地震が発生し、続いて16時10分にはM7.6の地震が発生した。これにより、輪島市や志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市などで震度6強、そのほか、県全体で震度4以上を記録した。その後もM5.7～M6.1規模の余震が続いた。

この地震により、気象庁は津波警報・大津波警報を発表し、能登半島の広い地域で津波が観測された。

【被害の概要（令和8年2月27日時点）】

人的被害：死者704人（うち災害関連死476人）、行方不明者2人、

重傷者401人、軽傷者876人

住家被害：全壊6,167棟、半壊18,723棟、一部破損91,670棟

床上浸水6棟、床下浸水5棟

【過去に石川県で発生した主な地震災害】

発生年月日 (年号)	震源地域又は名称	被害の概況
	最大震度等	
1799. 6. 29 (寛政 11)	金沢地震 (M6)	死者15、金沢城で石垣破損、城下で損家4,169、能美・石川・河北郡で損家1,003、潰家964
1952. 3. 7 (昭和2-9)	大聖寺沖地震 (震度4)	石川県：死者7、負傷者8、家屋半壊4、破損82、焼失9
2007. 3-45 (平成 19)	能登半島地震 (震度6強)	地震の概要：平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖でM6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。また、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、非住家4,584棟など
2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖地震 (震度5弱)	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするM6.5の地震があり、珠洲市で最大震度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱を観測したほか、金沢市、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でM5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1,384棟、非住家471棟など
2024. 1. 1 (令和 6)	石川県能登地方 (震度7)	地震の概要：令和6年1月1日、16時06分、石川県能登地方を震源とするM5.5の地震が発生、同日16時10分、石川県能登地方を震源とするM7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者704人（うち災害関連死476人）、負傷者1,277人、住家全壊6,167棟、住家半壊18,723棟、一部損壊91,670棟、非住家38,522棟など（※令和8年2月27日時点）

※「理科年表」（出版：国立天文台 1998）、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長〈追補版〉」（出版：総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成11年3月）

土砂災害・水害

近年、気候変動の影響により、石川県においても短時間に集中する豪雨の発生が増加している。これに伴い、河川の氾濫、土砂災害、住宅の浸水等による被害が各地で発生しており、県民生活及び地域社会に深刻な影響を及ぼしている。

特に令和6年9月に発生した奥能登豪雨においては、能登地方で線状降水帯が形成され、24時間降水量が統計開始以来最多となるなど記録的な豪雨となった。この豪雨により、輪島市、珠洲市、能登町では、本県で初めて大雨特別警報が発表され、河川氾濫や土砂崩れが多数発生し、住宅の浸水、道路の寸断、ライフラインの途絶など、広範な被害が生じた。さらに、本豪雨は能登半島地震からわずか8か月後に被災地を再び襲った複合災害であり、地震からの復旧途上にある地域に深刻な影響を及ぼした。

また、令和4年及び令和5年の夏季においても、前線の停滞や線状降水帯の発生により県内各地で大雨被害が発生し、河川の増水や土砂災害の危険性が高まったことから、避難指示等の緊急対応を余儀なくされた。

これらの事例は、豪雨災害が従来の想定を超えて頻発・激甚化していることを示しており、県としては、河川・砂防施設の整備、避難体制の強化、住民への情報伝達手段の充実等、総合的な防災・減災対策を早急に推進する必要がある。

【過去に石川県で発生した主な大雨災害】

年 月 日 (西暦)	概 要
令和4(2022)年 8月4日～9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。 ・ 各地の合計雨量 <ul style="list-style-type: none"> 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm ・ 被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊23、 床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額 1,251,745万円 ・ 8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、（能美郡）川北町
令和5(2023)年 7月12日～13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月12日から13日にかけて北陸地方を南下した梅雨前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って流れ込んだ暖かく湿った空気の影響により、大気の状態が非常に不安定となった。このため石川県では、各地で激しい雨や非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。県内では、津幡町を中心に土砂災害、浸水害、洪水害（津幡川等）が発生した。 ・ 各地の合計雨量 <ul style="list-style-type: none"> 12日から13日： かほく206.5mm、白山白峰126.0mm、 加賀中津原124.5mm、宝達清水116.5mm、 医王山83.5mm、金沢73.0mm、小松123.0mm ・ 被害状況：全壊6、半壊90、一部損壊22、床上浸水39、床下浸水335など ・ 8月8日、津幡町に災害救助法適用
令和6(2024)年 9月21日～22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ。このため、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。この期間の日最大1時間降水量は輪島で121.0mm（9月21日）、珠洲で84.5mm（9月21日）、月最大24時間（任意の24時間）降水量は輪島で412.0mmとなり統計開始以来1位となった。このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。 ・ 各地の合計雨量 <ul style="list-style-type: none"> 20日から23日： 輪島508.0mm、珠洲398.5mm、門前255.5mm、 三井241.0mm、志賀121.0mm、七尾130.5mm ・ 被害状況：死者21人（うち災害関連死5人）、負傷者47人、全壊82棟、半壊659棟、一部破損159棟、床上浸水74棟、床下浸水928棟など（※令和8年1月30日時点） ・ 9月21日、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に災害救助法適用

大雪災害

「昭和38年1月豪雪」以来、43年ぶりに気象庁が命名した「平成18年豪雪」は、全国28箇所で最大積雪の記録を更新したほか、死者数が戦後2番目に達し、本県においても多くの被害をもたらした。

なお、県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、「令和3年大雪」、「令和4年大雪」などがある。

【過去に石川県で発生した主な大雪災害】

災害名	人的被害(人)		住家被害(棟)					被害額 (百万円)
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	
昭和38年1月豪雪 (S38.1～S38.3)	24	151	132	405	13,583	64	776	24,174
昭和56年豪雪 (S55.12～S56.3)	3	60	16	12	619		138	7,886
昭和59年豪雪 (S59.1～S59.3)	1	33	1	2	60			3,344
平成18年豪雪 (H17.12～H18.2)	6	24	1		3	1	6	1,515
平成30年大雪 (H30.1～H30.2)	2	83	1	5	7		2	1,623

火山災害

気象庁は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、50の火山を選定しており、そのうち石川県に火口を有する活火山として白山が選定されている。

白山の歴史時代の噴火は10回程度であり、1659年の噴火を最後に平穏な状態が続いているものの、毎年多くの登山客が訪れる火山であり、噴火に伴い発生するリスクに備える必要がある。

【白山の噴火警戒レベル】

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域及び それより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 事例なし
			4(高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 事例なし
警報	噴火警報(火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下(白水滝溶岩)、火砕流、溶岩ドームの形成 1554~56年噴火:マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
		火口周辺	2(火口 周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年噴火:翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年、2014年12月、2017年11月、 2020年6月、2021年9月:地震活動活発

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは想定火口域をいう。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められている。

7 石川県地震被害想定調査結果（R7.5公表）

1 調査の概要

石川県では、令和5年度から令和7年度にかけて、本県に影響を及ぼす可能性のある県内及び隣接県の9つの断層帯（森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯、砺波平野断層帯西部、庄川断層帯、福井平野東縁断層帯主部、能登海岸活動セグメント、門前断層帯、能登半島北岸断層帯、七尾湾東方断層帯）を選定し、地震被害想定調査を実施した。

調査にあたっては、最新の科学的知見や手法、令和6年能登半島地震をはじめ、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映した。

(1) 調査の項目

本調査の項目は、次の表のとおりである。

表 被害想定項目（44項目）

大項目	小項目
1. 建物被害	1.1 揺れによる建物被害 1.2 液状化による建物被害 1.3 急傾斜地崩壊による建物被害 1.4 地震火災による建物被害
2. 物的被害	2.1 ブロック塀の転倒 2.2 自動販売機等の転倒 2.3 屋外落下物 2.5 宅地の液状化被害
3. 人的被害	3.1 建物倒壊による人的被害 3.4 急傾斜地崩壊による人的被害 3.3 地震火災による人的被害 3.4 ブロック塀・屋外落下物等の転倒による人的被害 3.5 自動販売機等の転倒による人的被害 3.6 屋内収容物の移動・転倒・屋外落下物による人的被害 3.7 要救助者(自力脱出困難者) 3.8 災害関連死
4. ライフライン被害	4.1 上水道 4.2 下水道 4.3 都市ガス 4.4 LPガス 4.5 電力 4.6 通信施設（固定・携帯）
5. 交通施設被害	5.1 道路・橋梁 5.2 鉄道 5.3 港湾・漁港 5.4 空港
6. 生活機能支障	6.1 避難者（支援者）

	6.2 災害時要支援者 6.3 帰宅困難者 6.4 飲食機能支障（食料・飲料水等の需要数） 6.5 医療機能支障 6.6 介護・福祉機能支障 6.7 住機能支障（仮設住宅需要数） 6.8 衛生機能支障（トイレ需要数） 6.9 災害廃棄物
7. その他の被害	7.1 エレベーターの停止 7.2 文化財 7.3 孤立集落 7.4 海岸施設 7.5 ため池 7.6 観光
8. 経済被害	8.1 直接経済被害（資産等の被害額） 8.2 半間接経済被害（生産低下等による被害額） 8.3 間接経済被害（交通寸断による被害額）

2 想定地震の設定

(1) 想定地震の選定

被害想定条件とする地震動予測のための震源断層は、以下の方針で選定した。

- ・石川県とその周辺で発生した被害地震を考慮
- ・前回の想定以後に得られた学術的知見、国による地震・活断層の評価
- ・被害地震が発生する可能性がある地域を、県の全域で網羅的に評価できるように選定

表 震源断層の概要

番号	震源断層	地震規模 M	30年以内発生確率	備考
①	森本・富樫断層帯	7.2	2～8%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
②	邑知潟断層帯	7.6	2%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
③	砺波平野断層帯西部	7.2	ほぼ0～2% もしくはそれ以上	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
④	庄川断層帯	7.9	ほぼ0%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
⑤	福井平野東縁断層帯主部	7.6	ほぼ0～0.07%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
⑥	能登海岸活動セグメント	6.9	約0.2%	産総研が示している活断層データベースの一つ
⑦	門前断層帯	7.5	—	地震本部が示している海域活断層の一つ
	門前沖区間	7.1	1.0～2.0%	門前断層帯を構成する断層
	海士岬沖区間	6.9	0.1～0.3%	門前断層帯を構成する断層
⑧	能登半島北岸断層帯	8.1	—	地震本部が示している海域活断層の一つ
	猿山沖区間	7.1	ほぼ0%	能登半島北岸断層帯を構成する断層
	輪島沖区間	7.1	ほぼ0%	能登半島北岸断層帯を構成する断層

	珠洲沖区間	7.6	ほぼ0%	能登半島北岸断層帯を構成する断層
⑨	七尾湾東方断層帯	7.6	—	地震本部が示している海域活断層の一つ
	大泊鼻沖区間	7.2	0.5~0.6%	七尾湾東方断層帯を構成する断層
	城ヶ崎沖区間	7.0	0.7~0.8%	七尾湾東方断層帯を構成する断層

図 震源断層の分布

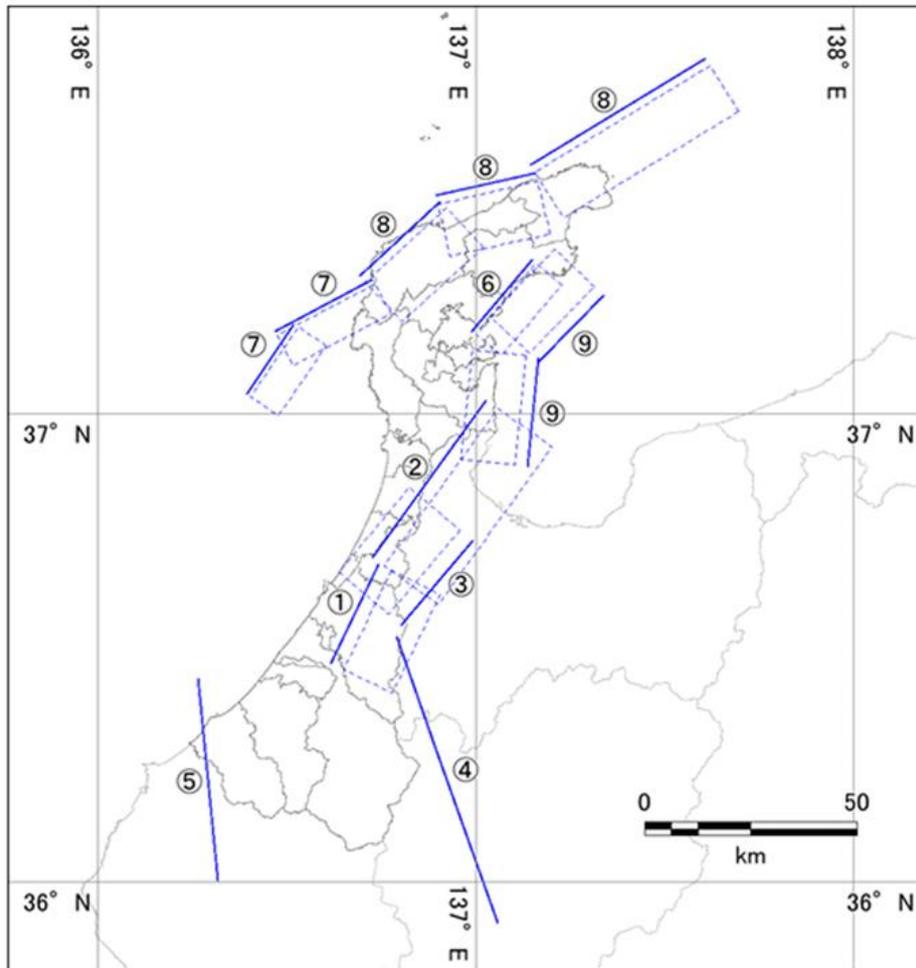


表 想定シーン

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬 朝5時 風速平均(5m/s)、強風(10m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・就寝中の被災者が多く、圧死の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
②夏 昼12時 風速平均(4m/s)、強風(8m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・外出者が多く、自宅外で被災する危険性が高い
③冬 夕18時 風速平均(5m/s)、強風(10m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用が最も多く、出火の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
④正月 夕18時 風速平均(5m/s)、強風(10m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震が発生したシーン ・帰省者が多く、平時よりも県内の滞在者が多い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
⑤GW 昼12時 風速平均(4m/s)、強風(8m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客が多く、平時よりも県内の滞在者が多い

(2) 被害想定結果

各地震の被害予測結果は次のとおりである。

表 被害想定 of 主な項目の被害予測結果

想定項目（抜粋）	単位	①森本・富 樫断層帯	②呂知潟断 層帯	③砺波平野 断層帯	④庄川断層 帯	⑤福井平野 東縁断層帯
			南に震源		南に震源	北に震源
建物被害（全壊・全焼）	棟	46,947	22,277	23,715	34,068	38,148
揺れ	棟	38,100	14,672	15,918	25,697	33,302
液状化	棟	5,364	7,155	6,342	6,364	3,847
急傾斜地崩壊	棟	88	14	13	54	55
地震火災	棟	3,394	436	1,442	1,954	943
建物被害（半壊）	棟	55,359	42,317	43,141	54,656	33,839
出火件数	件	61	22	22	39	48
人的被害（死者）	人	2,212	882	920	1,501	1,782
建物倒壊	人	2,029	843	849	1,405	1,688
急傾斜地崩壊	人	8	1	1	4	7
地震火災	人	94	6	25	39	31
ブロック塀、屋内収 容物移動・転倒等	人	81	32	44	53	55
人的被害（負傷者）	人	9,344	4,392	4,567	7,331	6,866
要救助者	人	9,049	2,956	3,520	5,841	5,226
災害関連死	人	384～768	144～289	223～447	280～561	176～352
断水人口	人	787,105	679,607	675,750	795,017	263,401
下水道支障人口	人	760,004	630,511	657,168	768,389	210,732
停電戸数	戸	296,040	189,889	250,551	289,099	144,300
避難者（1週間後）	人	191,898	72,149	111,747	140,144	88,059
孤立集落	箇所	56	67	61	37	18

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものについては建物被害が大きいケースの計算結果のみ記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある

※避難者については、自宅が無事であってもライフライン停止の長期化により徐々に生活困窮度が増すことを考慮し、避難者数が最大となる1週間後の数値を記載

表 被害想定 of 主な項目の被害予測結果

想定項目 (抜粋)	単位	⑥能登海岸 活動セグメント	⑦門前断層 帯	⑧能登半島 北岸断層帯	⑨七尾湾東 方断層帯
		東下部に震源	南下部に震源	南下部に震源	南下部に震源
建物被害 (全壊・全焼)	棟	5,052	9,444	23,956	29,659
揺れ	棟	3,061	4,904	21,037	23,428
液状化	棟	1,971	4,466	2,537	5,889
急傾斜地崩壊	棟	12	28	88	79
地震火災	棟	7	46	294	263
建物被害 (半壊)	棟	8,314	18,476	13,636	32,342
出火件数	件	4	7	27	29
人的被害 (死者)	人	196	309	1,286	1,434
建物倒壊	人	190	298	1,239	1,387
急傾斜地崩壊	人	1	2	12	8
地震火災	人	0	1	4	7
ブロック塀、屋内収 容物移動・転倒等	人	5	8	30	32
人的被害 (負傷者)	人	885	1,253	4,595	5,810
要救助者	人	421	579	2,444	2,896
災害関連死	人	17~34	37~75	62~125	105~210
断水人口	人	32,895	59,528	61,309	183,835
下水道支障人口	人	19,028	71,751	41,674	140,357
停電戸数	戸	21,058	42,698	31,155	74,238
避難者 (1週間後)	人	8,472	17,211	28,516	50,173
孤立集落	箇所	45	64	186	88

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害 (災害関連死を除く)・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものについては建物被害が大きいケースの計算結果のみ記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある

※避難者については、自宅が無事であってもライフライン停止の長期化により徐々に生活困窮度が増すことを考慮し、避難者数が最大となる1週間後の数値を記載

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

基本計画では、「強靱化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、本県の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組み及び手順により、脆弱性評価を実施し、推進方針を検討した。

【脆弱性評価の流れ】

○基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

○事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

○最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）

○強靱化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定により、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、本県の地域特性や想定されるリスクを踏まえ、先に設定した6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
I. 人命の保護が最大限図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	1-2	地震に伴う密集市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生
		3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		4	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者等の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		5	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		6	1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		7	1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
II. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	8	2-1	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
		9	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		10	2-3	災害そのものによる精神的苦痛、または劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		11	2-4	組織的な共助の活動が不足し、避難所の運営が機能不全に陥ること、避難所環境が劣悪化する事態
		12	2-5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		13	2-6	想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能を確保する	14	2-7	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		15	2-8	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		16	2-9	大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下
IV. 迅速な復旧復興	4 経済活動を機能不全に陥らせない	17	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		18	3-2	県庁の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態
		19	3-3	職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態
		20	3-4	市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		21	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネ	22	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		23	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
		24	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		25	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
		26	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	27	5-2	発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態	
	28	5-3	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間・大規模にわたる機能停止	
	29	5-4	幹線道路や新幹線の分断、港湾・空港機能の停止など、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
	6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	30	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		31	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		32	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		33	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		34	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		35	6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
36		6-7	やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により集落に戻らないことで、集落の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態	

3 脆弱性評価の結果

36の起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙1のとおりである。

IV 推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定めた。（【 】に記載した数字・記号は、それぞれの推進方針が対応する「起きてはならない最悪の事態」を示している。）

また、分野横断的な視点で分析・評価するため、施策分野として、以下の9つの個別施策分野と5つの横断分野を設定した。

【施策分野】

（個別施策分野）

- ①行政機能・防災教育等／②住宅・都市／③保健医療・福祉／④ライフライン／
- ⑤産業／⑥交通・物流／⑦農林水産／⑧国土保全／⑨環境

（横断分野）

- ①リスクコミュニケーション／②人材育成／③官民連携／④老朽化対策／
- ⑤デジタル活用

2 施策分野ごとの推進方針

【行政機能・防災教育等】

<行政>

（住民等への情報伝達体制の強化）【1-1～7、2-7・8、5-1・4】

- テレビやラジオ、インターネット、Lアラート、ソーシャルメディア、紙媒体など、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図るとともに、これらを活用した防災情報の総合的な収集・共有を図る。
- 市町を対象とした水害、土砂災害等発生時の情報伝達訓練を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。
- 洪水時の迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実・強化を図る。
- 気象台が土砂災害警戒情報を発表する際、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、更なる情報提供の充実・強化を図る。

（防災教育）【1-1～7、2-4・8、3-3、5-1】

- 住宅の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置、水・食料などの備蓄などの自助の取組を促進するため、「いしかわ防災フェア」の開催や県広報番組、県政出前講座等により、補助制度も含めた周知を行うことにより、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する。
- 避難所や避難路、災害の前兆現象といった避難のきっかけ等を住民が把握できるよう、地域自ら実施する勉強会、防災マップ作成、避難訓練といった一連の取組を支援する。
- 各学校へ学校防災アドバイザーを派遣し、専門的観点から指導・助言を行い、地域の災害リスクを踏まえた危機管理マニュアルの点検・改善や地域と連携した実践的な

避難訓練等に取り組むとともに、各教科や総合的な探究の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進するなど、学校における災害対応力の向上を図る。

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、防災総合訓練のほか、防災関係システムの習熟、研修などを通じて、平時から職員の危機管理意識や災害対応力の向上に努める。

（防災関係機関との連携強化）【1-1～7、3-1】

- 応急活動及び復旧活動に関して、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、図上訓練を含む実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制の強化を図る。

（業務継続体制の確保）【3-3】

- 災害対応現場の中心的役割を担う県・市町の機能確保は、強靱化の観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理などについて定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、随時見直しを行う。
- 災害対応において各部局や関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務や情報共有・利活用等について、マニュアル等の整備を通じて手順や運用方法の明確化・統一化を進める。

（避難所施設の整備及び物資供給）【2-3・4・5・7・8】

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、自然災害時の生活環境に関する国際的な最低基準であるスフィア基準の考え方も反映した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、市町における適切な避難所の設置・運

営を促進する。また、同基準を参考に、避難所の適正な定員設定や必要な資機材の備蓄・整備に向けた取組を支援する。

- 避難所の良好な生活環境を確保するため、市町、民間・NPO、ボランティアなどと連携するほか、国の災害対応車両登録制度を活用し、キッチンカーやトイレカー等を確保するなど、TKBS(トイレ、キッチン、ベッド、シャワー)、空調等の整備を推進する。また、公助が行き渡るまでの地域による自助・共助による避難所の運営体制を強化する。
- 地震被害想定等を踏まえ、備蓄や資機材を計画的に整備するとともに、物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、物資支援マニュアルを整備する。また、物資拠点管理、輸送業務を一元的に行える物流事業者と協定を締結するなど、物流事業者等との連携強化を図るほか、平時から新物資システム(B-PLo)を活用し、災害時の物資供給体制を強化する。

(避難所運営体制の強化)【2-4】

- 被害が著しく避難所の開設・運営が困難な場合でも対応できるよう、避難所開設・運営手順の作成・習熟や、物資・資機材を分散して備蓄するなど、市町・自主防災組織等が多様な状況に対応できるようにするための支援を行う。

(災害ボランティア受入れ体制の整備)【2-4】

- 甚大な被害により市町単独での災害ボランティア対応が困難となる場合を想定し、県としてニーズ把握・募集・調整の支援方法を検討し、計画や手順を明確化する。

(非常用物資の備蓄)【2-5】

- 市町等と連携し、地震被害想定に基づく備蓄の量や内容の見直し、事業者との協定による流通備蓄の確保、備蓄拠点の整備などにより非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における備蓄について、水・食料などのローリングストックの周知など、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

(広域避難者の情報共有体制の整備)【2-6】

- 広域避難者については、近隣自治体等と連携し、デジタル技術も活用し、避難者情報を相互に共有できる体制を構築する。

(情報伝達体制の多重化) 【3-2】

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・各部局・各市町・民間事業者等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。

(防災体制の強化と人材活用の推進) 【3-3】

- 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの習得、受援体制の強化等を図るとともに、各種研修や訓練を通じて、災害対応力や調整力を備えた専門人材の育成を推進する。あわせて、分野横断的に指揮・統制や調整を担うことのできる総合的な防災人材の育成にも取り組み、限られた人員でも多様な災害事象に臨機応変に対応できる体制の構築を目指す。

(防災拠点等の機能強化・整備) 【3-3】

- 大規模災害時における円滑な応急対応や広域的な支援活動を確保するため、消防学校の改築や防災センターなどの災害対応の拠点となる施設の機能強化・整備を検討する。

(被災市町に対する支援) 【3-4】

- 災害時の迅速な被災者支援ができるよう、被災自治体に対して県内市町による支援体制を整備する。

(行政情報通信基盤の強化) 【5-1】

- 「情報システム等における業務継続計画」の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。
- 本庁舎LAN及び出先機関との回線接続などの行政情報通信基盤について、引き続き、耐災害性の維持を図る。
- 有線通信に加え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備、衛星インターネット

トアクセスサービスの活用等、災害時の通信手段の多重化・強化を図る。

（市町の災害対応力の強化）【5-1】

- 適時適切な避難指示等の判断・発令のため、防災行動計画（タイムライン）の作成や市町の避難指示等の発令基準の点検・見直しを推進する。

（建設業協会等との応急復旧体制の強化）【1-4・5、5-4】

- 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく訓練を実施するなど、平時から応急復旧体制の整備と災害発生時の連携強化を図る。

（防災・危機管理機能の維持・強化）【3-3】

- 県内行政庁舎の防災上の機能及び用途に応じて、想定される地震及び津波への対応力を強化するため、耐震化・津波対策を推進する。
- 庁舎内の家具類の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても、災害時の対応機能が損なわれないよう、対策を促進する。
- 自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、県内行政庁舎の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む職員用備蓄物資の備蓄を行うとともに、行政機能を代替する防災拠点を整備する。

（災害対策本部室等の執務室の機能強化）【3-2】

- 庁内において、災害対応を円滑に行うため、令和6年能登半島地震の検証結果を踏まえ、災害対策本部室など防災機能の強化を図る。

（公式情報発信体制の強化）【5-2】

- 災害時には県ホームページや公式LINE、SNSアカウントなどのあらゆる手段を活用し、正しい情報を速やかに発信する。

（現場との正確な情報共有）【5-2】

- 実働機関に対し庁内で確認された情報をリアルタイムで共有し、救助・支援現場と本部の間で確実な情報伝達を行う。

＜警察・消防＞

（警察災害派遣隊の対処能力向上）【2-1】

- 被災地等において活動する警察災害派遣隊の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、他機関との合同訓練等を実施し、部隊の対処能力向上を図る。

（災害対応力強化のための装備資機材、情報通信基盤の整備）【2-1】

- 警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る。

（関係行政機関との連携強化）【2-1】

- 大規模災害発生時における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊小松基地及び小松空港、のと里山空港など拠点施設との連携を強化し、訓練を通じた連携確認を行うなど、受入体制を整備する。
- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、行方不明者の情報共有などについて、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど、連携体制の強化を図る。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、通信手段の多様化・複線化により通信を確保し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する。

（警察の業務継続体制の整備）【2-1、3-1】

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務をあらかじめ明確にするなど業務継続体制を強化する。

（警察庁舎の整備・耐災害性強化）【2-1、3-1】

- 老朽化した警察庁舎の計画的な建替えにより施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。

（消防団の充実強化及び消防力の整備充実）【1-2、2-1】

- 消防団員の確保をはじめ、技能の向上に取り組むとともに、装備の充実を図るため、

市町が行う消防防災施設や資機材等の整備を支援する。また、常備消防と消防団ごとに設置した有識者を交えた検討会において、消防職員の確保策や消防団員の負担軽減策などを議論し、県全体の消防力の維持・強化に向けた取組を進める。

【災害救助体制の整備】【1-2、2-1】

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊との連携を強化するとともに、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の更なる強化を図る。

【住宅・都市】

【住宅・建築物の耐震化】【1-1】

- 住宅について、市町と連携して住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により耐震化を促進する。
- 住宅の耐震化促進に向けて、県民向け相談会や事業者向け講習会を開催するなど、官民が連携した普及啓発を推進する。
- 多数の者が利用する建築物等について、市町と連携して住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により耐震化を進めるとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。

【住宅・建築物の耐災害性の強化】【1-1・3】

- 住宅・建築物の倒壊により、津波等から逃げ遅れないためや避難経路を塞がないために、市町と連携して住宅・建築物の耐震化の促進や液状化に関する対策を推進する。

【防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進】【1-1】

- 災害リスクの高い区域における市街化や商業施設等の新規立地の抑制、同区域からの移転の促進など、防災に関する各種施策と整合した土地利用を推進する。

(液状化対策の推進)【1-1】

- 地盤の液状化が予想される地域におけるリスクを把握し、建築物等の被害を未然に防止するため、液状化に関する知識の普及啓発を図る。また、住宅などの建築物の耐震化対策の一環として、国と連携しながら取り組む。

(盛土対策の推進)【1-1】

- 地震等に伴う盛土の崩落等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。

(学校施設の耐震化、防災機能の確保)【1-1、2-3】

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設について、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進するとともに、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活環境改善に資する防災機能の強化を推進する。

(市街地整備)【1-1・2】

- 密集市街地について、防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業や住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により、面的整備やブロック塀の安全対策などを促進するとともに、災害時に一時避難場所、防災拠点等となることが想定される公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(空き家対策)【1-1・2】

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、市町と連携して空き家対策を推進する。

(住宅・建築物の防火対策)【1-2】

- 住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置に関して普及啓発活動に取り組む。特に、感震ブレーカーの設置については、面的整備の促進など補助制度を活用した集中支援に取り組む。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して火災予防運動等を通じた指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- 地震により住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模な火災が発生する可能性に備え、

市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する。

（災害リスクの低い都市構造の推進）【1-4・5】

- 市町への立地適正化計画の策定を促すとともに、立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い集約型の都市構造を推進する。

（応急仮設施設の迅速な供給）【2-3、6-4】

- 応急仮設住宅について、引き続き市町と連携し、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、協定締結団体と平時より連携するなど、災害時の迅速な供給体制を確保する。

（水道施設の耐災害性の強化）【4-4】

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。
- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。

（文化財の防災・防犯対策の推進）【6-5】

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、国・県指定文化財の美術工芸品等の有形文化財収蔵施設及び、国・県指定文化財建造物等の耐震化・防災・防犯設備の整備等を推進する。

【保健医療・福祉】

（県内病院の耐震化等）【1-1・2・4、2-2】

- 県内病院の耐震化や防火・浸水対策等の強化に向けて、助成制度の一層の周知を図るなど、引き続き、促進に努める。

（社会福祉施設の耐震化等）【1-1・2・4、2-2】

- 社会福祉施設の耐震化や防火・浸水対策等の強化に向けて、助成制度の一層の周知を図るなど、引き続き、促進に努める。

（災害医療体制の充実）【2-2】

- 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の更なる養成及び技術向上に向けた研修・訓練を実施する。
- 県内3か所（小松空港、のと里山空港、県立中央病院）の広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）について、運用訓練等を実施し、体制を強化する。
- 災害時における医療提供体制を確保するため、災害拠点病院等において業務継続計画等を策定するとともに、被災後、早期に診療機能を回復するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備に向けて、助成制度の一層の周知を図り、促進に努める。
- 医薬品等の安定供給確保のため、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と県で連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを進める。

（災害時ドクターヘリ運航体制の整備）【2-2】

- 災害時にドクターヘリを円滑に運航し、迅速に救急医療を提供できるよう、平時から関係機関と連携を密にし、災害時における運用について確認を行うことにより、災害時の運航体制を整備する。

（災害医療人材の確保）【2-2】

- 一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む。
- 保健医療福祉調整本部等においてDMAT、医療救護班の派遣調整業務等を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 看護師の災害対応力強化に向け、県立看護大学において、寄附講座「災害実践看護学」を開設し、災害時に避難所等において自ら適時適切に行動できる看護師や、平時から

地域防災教育や健康づくり活動に貢献できる看護師を育成する。

- 保健医療福祉調整本部等において、医薬品供給等の災害地域における薬事課題の収集と解決を担う災害薬事コーディネーターの養成を推進する。

(介護・福祉人材の確保)【2-2】

- 災害時に福祉サービス提供体制の停滞による被害が拡大しないよう、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸付や、潜在介護人材の就業促進等により、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(社会福祉施設への支援)【2-2】

- 社会福祉施設について、社会福祉施設の防災計画作成指針により、施設管理者が防災計画や業務継続計画を定めることを支援するほか、事業者への説明や定期的な監査などを通じて、現状に合わせた防災計画の見直しや、地域住民を含めた連携体制の強化に努めるよう指導する。

(社会福祉施設におけるサービス提供体制の維持)【2-2】

- 社会福祉施設において、非常用自家発電設備の整備に努め、食料、飲料水、その他生活必需品等の備蓄を行うよう、引き続き、助成制度の周知や指導を行う。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)【2-2・3・6】

- 避難所に加え、在宅・車中泊の避難者等の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣体制を整備する。

(避難所・避難者の情報把握)【2-3・6】

- 車中など、避難所以外への避難者についても、支援が十分に行えるよう、その把握に努めるため、情報共有等に係る関係部局・市町間の連携スキームの構築を推進する。
また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する。

(感染症予防措置)【2-9】

- 平時から一般的な感染予防策(手洗い、うがい等)の実施を促すとともに、予防接種

を促進する。また、災害時の避難所に対して保健師等を派遣し、初期段階から衛生状況等を把握する体制を整えることで、感染症の発生・まん延を防ぐ。

(避難所等における感染症対策)【2-3・9】

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所における衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町への働きかけを行う。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の策定について、市町に働きかける。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、備蓄や流通事業者等との協定の締結などにより、災害時において、必要な量を早期に確保できるようにしておく。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」等の周知・啓発を図るとともに、県防災総合訓練や市町の防災訓練等における活用を促し、感染症対策の充実を図る。

(宗教施設の活用)【2-3・7】

- 大規模災害時に想定される避難所等の不足に対応するため、収容力が高く設備も比較的整っている宗教施設を、避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設として活用できるよう、平時から宗教法人との連携を推進する。

(福祉避難所の整備及び運営体制の確保)【2-3】

- 特別な配慮がない避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して避難生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置など、バリアフリー化が図られた福祉避難所の整備と運営体制の確保に向け、引き続き市町へ働きかける。

(広域避難の実施体制の整備)【2-3・6・8】

- 広域避難の実施に向けて、関係機関との連携・協力体制を構築するとともに、市町との調整手順や、ホテル・旅館等を含む避難先施設の開設・運営方法、広域避難の実施

手順等を明記したマニュアルを整備し、円滑かつ確実な避難体制の構築を図る。

- 広域避難の実施にあたり、避難先に近い場所で1.5次避難所を開設することを想定して、開設・運営方法や、一定のスペース、耐震性能・空調設備などの機能を備えた候補施設のリストアップなどを明記したマニュアルを整備する。

(要配慮者対策の推進) 【2-2・3・6、5-1】

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町における要支援者名簿の作成及び要支援者個人の個別避難計画の作成を促進する。

(災害時健康管理体制の整備) 【2-2・3・6・9】

- 在宅・車中泊避難者等を含む被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する。

(災害時の心のケア実施体制の整備) 【2-2・3】

- 大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持し、被災者の心のケアが円滑に実施できるよう、急性期に先遣隊として活動する日本DPATの整備やその後を引き継いで継続支援を担う石川DPATの養成を更に進める。

(災害時の医療体制の整備の促進) 【2-9】

- 自然災害時に被災地での医療活動を担うDMATについては、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。
- 災害時における医療提供体制を確保するため、医療機関において業務継続計画等を策定するとともに、被災後、早期に診療機能を回復するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備に向けて、助成制度を周知し、促進に努める。
- 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足などにより、被災者の健康・心理状態の悪化による死亡者が発生することのないよう、DHEATが保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し、指揮調整機能が円滑に進むように備える。

(避難施設の整備・機能の強化)【2-9】

- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

(交通施設の耐災害性の強化による感染症対策資機材の確保)【2-9】

- 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材を確保するため、交通ネットワーク強化を図る。

(住宅、建築物の耐災害性の強化による避難者の発生抑制)【2-9】

- 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化の促進や液状化に関する対策を推進する。

【ライフライン】

(水道施設の耐震化)【2-5、5-3】

- 県水送水管について、既設管とは別ルートで耐震性の高い送水管の整備を推進する。
- 市町における水道施設の耐震化計画策定を促進し、水道施設の計画的な耐震化を推進する。

(水道施設の迅速な復旧)【2-5、5-3】

- 災害時における断水の長期化は、飲料水や生活水の確保、避難所等の衛生環境に影響を及ぼすことから、水道施設の早期復旧を図るため、平時から県と市町が情報共有や訓練等を通じて連携を強化する。

(水資源の有効利用)【2-5、5-3】

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、既存のダムを活用した水資源の有効利用を進める。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、地下水の保全に努める。

(上下水道施設の耐災害性強化)【2-9、5-3】

- 大規模自然災害時においても、安全な水の提供や下水の処理機能の確保を図るため、上下水道施設の耐災害性強化等を上下水道一体となって推進する。

(下水道施設の耐震化・耐水化)【2-9、5-3】

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する。

(合併浄化槽への転換促進)【2-9、5-3】

- 大規模自然災害時においても汚水処理機能が長期にわたり停止することを回避するため、災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)【2-3・5、5-1・3】

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有する。重要施設のリストについて、定期的な更新を行う。
- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備するため、市町が備蓄・保有する非常用発電機や電気自動車等の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進する。

(災害用井戸の活用)【5-3】

- 断水時の代替水源確保のため、災害用井戸の活用方法等を周知し、避難所における災害用井戸の活用を促進する。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策)【2-3・5、5-1・3】

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施)【2-3・5、5-1・3】

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、県災害対策本部への連絡員(リエゾン)の派遣や、被災状況・復旧計画に関する情報共有等について、電気事業者及び

電気通信事業者との連携を図る。

(エネルギーの分散化・多様化の推進)【2-3・5、5-1・3】

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する。

(停電等に関する情報発信)【2-5、5-3】

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市町や電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。

(情報通信機能の維持・確保)【5-1・3】

- 大規模停電時においても情報通信機能を維持・確保するため、電気通信事業者と連携し、避難所等へ移動基地局車や電源車等を迅速に配備できるよう、平時から訓練を実施するなど、連携強化に努める。

(石油等の燃料確保)【2-5、4-1、5-3】

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(ガス事業者の災害対応力強化)【2-5、4-1、5-3】

- 高圧ガス事業所に対し、大規模地震等への防災・減災対策に関する危害予防規程の整備や災害訓練の実施を促進する。また、住宅等に設置されているLPガス設備についても、地震・風水害時の容器の転倒流出防止対策や安全機器の設置などの対策をとるようLPガス販売事業者に働きかける。

(迅速なインフラの復旧・復興)【6-7】

- 住宅再建やインフラ復旧を計画的に進め、道路・上下水道・電力など生活基盤の整備を優先的に行うことで、住民が安心して帰還できる環境を整える。また、復旧の進捗状況を定期的に公表し、帰還の見通しを明確に示す。

○

【産業】

（県内企業の事業継続計画の策定）【4-1、6-6】

- 県内企業の事業継続計画について、専門家派遣による個別相談やセミナーの開催等により、企業の事業継続計画に対する認識を高め策定する事業所を広げていく。

（インフラ分野におけるデジタル化の推進）【5-3・4、6-1・2】

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、データやAI・IoT等のデジタル技術の活用により、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。

（新技術の活用促進）【6-1・2】

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共事業に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る。

（風評被害を防止する情報発信）【6-6】

- 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、県内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する。

（復興に向けた地場産業支援）【6-1】

企業が事業の継続や再建に必要な資金に対応した融資制度を早期に整備し、災害が企業に与える影響を軽減しながら地域産業の復興を図る。

（農林水産業の担い手確保）【6-7】

- 農業・林業・漁業など地域の基盤産業については、復旧資材の供給や担い手確保の支援を行い、事業再開に向けた補助制度を活用するなど、地域経済の持続性を確保する。

【交通・物流】

（緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築）【2-5・8、4-1・3、5-4】

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、緊急時の救急・支援活動を支える骨太で多重な幹線道路ネットワーク

を整備する。

（緊急輸送道路等の防災・減災対策）【2-5・8、4-1・3、5-4】

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。また、災害による倒木や土砂、家屋倒壊物等の障害物を迅速に除去し道路機能を早期に回復できるよう、優先啓開ルートの設定や関係機関との連携体制の強化など、道路啓開に必要な取組を進める。

（孤立集落対策）【2-8】

- 災害発生時における孤立集落発生に適切に対応するため、市町と連携して道路の寸断により孤立する可能性のある集落等を把握し、孤立可能性のある集落に対して、自助・共助による防災活動に必要な資機材整備を支援し、防災訓練等の実施を促すなど、自助・共助・公助が連携した対策を講じる。また、災害時に倒木等による道路閉塞による孤立や電線断絶による停電を予防するため、市町と連携して沿道林の事前伐採を推進するとともに、ドローンによる物資輸送等を行うことができる体制を整備し、訓練を行う。さらに孤立集落対策に関するマニュアル等を整備し、孤立が長期化した場合の広域避難の手順等を定める。

（農道・林道の整備）【2-5・8、4-1・3、5-4】

- 山間部における孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。

（無電柱化の推進）【2-5、4-1・3、5-4】

- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。

（大雪対策）【1-7、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 県有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。また、除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定した除雪体制の維持に努める。

- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図るとともに、雪に強い道路整備を進め、冬期間の道路交通を確保する。
- 大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める。

（雪崩対策の推進）【1-7、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 雪崩から道路の通行を確保するため、雪崩防護柵などの防雪施設の整備や更新を図り、冬期の道路交通を確保する。

（大雪時の広域的な道路ネットワークの確保）【1-7、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 冬期の道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、不要不急の外出の自粛などの行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推進するほか、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する。
- 大雪時には、国の情報連絡本部において、隣県や関係機関との連携強化を図り、道路情報の収集・発信や道路ネットワークの確保に努める。
- 大雪時を想定した関係機関との合同訓練を継続的に実施し、情報の共有化など連携の強化を図る。
- 大雪時には、道路管理者が異なる区間において情報発信が分断されることのないよう、国・県・市町・高速道路会社等の関係機関が連携し、通行止めの判断や解除見通し、道路状況等に関する情報を統一的かつ適時適切に発信する体制を強化する。

（鉄道の冬季間の安定運行）【1-7】

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、除雪対策を講じるよう国や鉄道事業者に働きかける。

（道路交通情報の収集・共有体制の強化）【2-2】

- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の活用や、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

（交通施設の浸水対策）【1-4】

- 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、近年の強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。さらに、津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、直轄国道の高架区間等を緊急避難場所等として活用するための避難施設を整備するなど、道路における洪水・浸水・津波への対応を推進する。あわせて、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進する。
- 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。

（鉄道の浸水対策）【2-7、4-1、5-4】

- 北陸新幹線、J R 在来線、のと鉄道、I R いしかわ鉄道及び北陸鉄道の運行を確保するため、車両の退避や重要施設への浸水対策等を講じるよう、国や鉄道事業者に働きかける。

（鉄道の早期復旧等に向けた取組）【2-7、4-1、5-4】

- 北陸新幹線、J R 在来線、のと鉄道、I R いしかわ鉄道及び北陸鉄道が被災した際には、国や鉄道事業者に対し、代替輸送を確保し、その情報発信に努めるとともに、早期の運行再開・完全復旧等を行うよう働きかける。

（港湾の災害対応力の強化）【2-5、4-1・3、5-4】

- 物流拠点としての機能を確保するため、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。

（漁船等を活用した緊急時の避難体制）【2-8】

- 海に面し、孤立する可能性が高い地区において、漁船等による海上からの避難体制を確保できるよう漁業協同組合へ働きかける。

（空港の機能強化）【4-1、5-4】

- 平時より、管理主体と関係機関が連携し、空港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充等に向けた取組を推進する。
- 発災後の空港機能の早期復旧に備えるため、管理主体と関係機関が連携し、有事を想定した総合訓練を実施する。

（信号機の滅灯対策）【3-1】

- 大規模災害に備え、緊急輸送道路の安全かつ円滑な通行を確保できるよう、信号機の滅灯対策として、信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備を推進するとともに、消費電力が小さく、電源付加装置や可搬式発動発電機の稼働時間延長に資する信号灯器のLED化を推進する。

（道の駅の機能強化）【5-4】

- 「防災道の駅」を中心に「道の駅」の防災機能強化を促進しつつ、防災設備の整備、業務継続計画の策定等の災害対応の体制の構築を推進する。

【農林水産】

（食料の生産・流通等関係事業所の防災対策）【4-3】

- 作物共同利用施設等や卸売市場の耐震照査・耐震対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

（漁港施設の整備）【4-3】

- 漁港施設の耐震・耐津波化や耐波性能の向上等を図るため、岸壁や防波堤等の新設・改良を推進する。

(水産業の早期再開)【4-3】

- 漁業協同組合の災害対応能力を強化することにより、早期に操業を再開できる体制の確立を推進する。

(ため池の防災対策の推進)【1-4・5】

- 決壊した場合に人家等に被害を与える恐れがあるため池について、緊急度の高いものから計画的に改修・補強等を推進する。

(農業水利施設の整備)【1-4・5、4-3】

- 農業水利施設（農業用排水路、用排水機場等）について、順次、点検を実施し、計画的に改修・補強等を推進する。
- 田んぼが持つ雨水を貯める機能を活用し、排水路等の水位の上昇を抑える効果のある「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)【4-5】

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落を広げるとともに、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

(災害に強い森林づくり)【4-5】

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、間伐や主伐・再造林等による資源の循環利用を進めるとともに、手入れ不足人工林における針広混交林化や病虫害対策等を行い、災害に強い多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

(農林業の担い手確保等)【4-5】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資

する取組を推進する。

（自然公園施設の維持・強化）【4-5】

- 自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。

（鳥獣の保護管理・対策の推進）【4-5】

- 適正な鳥獣の保護管理・対策のため、地域ぐるみによる①やぶの刈払いや放任果樹の除去などの集落環境管理、②電気柵等の設置による侵入防止対策、③個体数を減らす捕獲対策など、総合的な対策を実施する。
- 耕作放棄地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。

【国土保全】

（津波対策等の推進）【1-3、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 公共土木施設や農林水産関係インフラ施設等について長寿命化計画等を策定しており、計画に基づき維持管理（点検含む）・更新を計画的に推進する。
- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるなど、適切に維持管理を行う
- 海岸防災林について、津波の減衰効果を考慮し、一定のまとまりを持った林帯の整備を推進する。

（コミュニティ・地域の活力の保持）【6-5】

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物等有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を促進する。
- 定住人口が減少し、復興に支障が生じると、生活文化・民俗文化の喪失につながり、

地域の活力が低下するため、地方創生の取組等、地域経済に活力をもたらす効果的な方策に取り組む。

（治水対策の推進）【1-4、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 浸水被害が多い河川や市街化区域を流下する河川等について、河道掘削や堆積土砂の除去等のハード対策を重点的に実施するとともに、想定最大規模の降雨に基づく洪水ハザードマップを活用した県・市町、住民合同の訓練により、情報伝達体制や避難体制を協働で確立するなど、ソフト対策の充実を図る。
- 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。
- ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AIの活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、ダムの運用の改善・高度化等の取組を進めていく。

（土砂災害対策の推進）【1-5、2-5・8、3-3、4-1・3、5-4】

- 人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的に砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を進めるとともに、市町と連携し、警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策（ハード整備）を着実に推進する。

（流域治水対策の推進）【1-4・5、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する。

（流木対策の推進）【1-5】

- 流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工、または既存治山施設の機

能強化対策を実施する。

- 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤などの土砂災害対策に集中的に取り組む。

(火山災害対策の推進)【1-6】

- 県、白山市等により構成する白山火山防災協議会において、国がとりまとめたガイドライン等を踏まえ、山小屋等の既存施設の強化を含む退避壕・退避舎の整備を検討するとともに、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制や避難及び救助対策について充実強化を図る。また、登山者に対しては、ヘルメットの携行等をはじめとした安全装備の確保を呼びかける。
- 登山届の提出について周知徹底を図るとともに、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める。

(渇水対策体制の整備)【4-4】

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する。
- 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

(地籍調査の実施)【6-4】

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、計画的に地籍調査を推進する。

(環境保全の推進)【6-5】

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進す

る。

【環境】

（コンビナートにおける防災体制の充実強化）【4-2】

- 石油コンビナート等特別防災区域において予想される災害に対して、迅速かつ円滑な災害応急活動体制及び訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、関係市町・消防本部（局）、金沢海上保安部、七尾海上保安部等の防災関係機関の参加のもと、総合的な防災訓練を実施する。

（有害化学物質の漏えい等の防止対策）【4-2】

- 有害化学物質の漏えい等を防止するため、事業場への立入検査等の機会を捉え、有害化学物質の適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう指導する。

（石綿飛散防止対策）【4-2】

- 被災建築物等からの石綿飛散を防止するため、適切な石綿除去等の作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、建築物等からの石綿の飛散防止対策や「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の徹底について指導する。

（PCB廃棄物の適正処理）【4-2】

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。

（毒物及び劇物の安全管理の促進）【4-2】

- 「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」に基づき、災害時の毒物等の漏えい等による保健衛生上の危害防止のため、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などにより、適正管理や応急措置等安全管理の促進を図る。

（災害廃棄物対策）【6-3】

- 平時から関係団体等との連携や人材の育成を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る。
- 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。

【リスクコミュニケーション】

（県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上）【1-1～7、5-1、6-1・2】

- 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の実施や、地域への防災活動アドバイザーの派遣、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことや、地震被害想定周知などにより、県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。

（避難行動の周知徹底）【1-1～7】

- 避難行動を速やかにとれるよう、ハザードマップの周知や県民一人ひとりの避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成を推進するとともに、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

（防災士や自主防災組織との連携強化）【2-4】

- 県・市町や防災士、自主防災組織等の関係者が連携して実施する避難所の開設・運営訓練、研修等を通じ、各主体の役割の確認・共有を行う。

（災害支援団体との連携強化）【2-4】

- NPOやボランティア団体等を国が事前に登録する被災者援護協力団体登録制度も活用し、災害支援NPO等と平時から定期的な情報交換等による信頼関係を構築し、発災直後からきめ細かな被災者支援を実施できる体制づくりに努める。

（非常用物資の備蓄）（再掲：「行政機能・防災教育等」）【2-5】

- 市町等と連携し、地震被害想定に基づく備蓄の量や内容の見直し、事業者との協定による流通備蓄の確保、備蓄拠点の整備などにより非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における備蓄について、水・食料などのローリングストックの周知など、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

（外国人住民への支援）【2-3、5-1】

- 観光庁が監修したスマートフォンアプリ「Safety tips」や、多言語対応した石川県防災ポータルなどにより、外国人住民等に災害情報を迅速に提供する。
- 各市町において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（観光客への支援）【2-3・7、5-1】

- 市町や宿泊施設との連携による一時受入れや、公共交通事業者との連携による帰宅支援など、災害時における外国人を含む観光客の安全確保に配慮する。

（自主防災組織の活性化促進）【2-4、6-1・2】

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせることなどにより、自主防災組織の活性化を促進する。

（住民への情報リテラシーの強化）【5-2】

- 平時から防災講座や訓練を通じて公式情報の確認方法などを周知し、住民の情報リテラシー向上を促進する。

（復興に向けた事前準備）【6-1】

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして市町等へ情報展開を行っていく。
- 復興まちづくりのための事前準備に未着手の市町に対して機会を捉えて、計画策定の必要性など周知を図るとともに、技術的な助言をするなど策定に向け支援する。

（復興に関する適切な情報発信）【6-7】

- 住民へ復興状況や支援策などの情報を発信するため、広報誌やホームページ、SNSなど複数の媒体を活用し、情報を多層的に伝達する。特に、情報を受け取りにくい者に対しては、説明会、戸別訪問など直接的な手段も組み合わせ、情報格差の解消に努める。

【人材育成】

（防災人材の育成及び自主防災組織の強化）【1-1～7、5-1、6-1・2】

- 地域の防災力を高めるため、防災士の実態調査を通じて、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する。防災人材の育成にあたっては、災害対応に多様な主体の視点を取り入れるため、自主防災組織のリーダーや防災士に女性や外国人などの参画を推進する。

（災害医療人材の確保）（再掲：「保健医療・福祉」）【2-2】

- 一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む。
- 保健医療福祉調整本部等においてDMAT、医療救護班の派遣調整業務等を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 看護師の災害対応力強化に向け、県立看護大において、寄附講座「災害実践看護学」を開設し、災害時に避難所等において自ら適時適切に行動できる看護師、平時から地域防災教育や健康づくり活動に貢献できる看護師を育成する。
- 保健医療福祉調整本部等において、医薬品供給等の災害地域における薬事課題の収集と解決を担う災害薬事コーディネーターの養成を推進する。

（介護・福祉人材の確保）（再掲：「保健医療・福祉」）【2-2】

- 災害時に福祉サービス提供体制の停滞による被害が拡大しないよう、介護福祉士を

目指す学生への修学資金の貸付や、潜在介護人材の就業促進等により、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

（災害ボランティア等の活動環境の整備）【2-3、6-1・2】

- 災害関連死の防止や避難生活環境の向上を図るため、研修等を通じて防災士を中心に避難生活支援のリーダーとなり得る人材の育成を進める。また、避難所等においてボランティア団体等が円滑に活動できるよう、平時から災害支援NPO等の民間支援団体とのネットワークを構築し、中間支援組織と連携して活動支援や調整を行う体制（中間支援機能）を整備する。
- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援などのボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う。
- 災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成する。

（避難所運営を担う人材の確保）【2-4】

- 市町が住民・職員を対象とした避難所運営訓練を実施できるよう支援し、物資配布や衛生管理などの模擬体験を通じて、共助の重要性に対する理解を深め、災害時に即応できる人材を育成する。

（防災体制の強化と人材活用の推進）（再掲：「行政機能・防災教育等」）【3-3】

- 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの習得、受援体制の強化等を図るとともに、各種研修や訓練を通じて、災害対応力や調整力を備えた専門人材の育成を推進する。あわせて、分野横断的に指揮・統制や調整を担うことのできる総合的な防災人材の育成にも取組、限られた人員でも多様な災害事象に臨機応変に対応できる体制の構築を目指す。

（建設産業の担い手確保・育成）【6-1・2・4】

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

(災害対応・復旧復興を支える人材の確保・育成)【6-2】

- 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集し、防災に係る職員の育成等を進める。
- 小規模市町を中心とした市町において、復旧復興を着実に進められるよう、国・県・市町等が連携して職員の確保に努める。

(住宅・建築物の防火対策)【1-2】

- 人口減少・少子高齢化を背景とした消防等の人材不足や複雑・多様化する災害に対応するため、消防人材の確保や、消防学校においてドローンを活用した救助訓練等教育訓練の充実を図るなど、限られた人材でも最大限の対応ができるよう消防職員及び消防団員等の対応能力を高める。
- 幅広い人材活用による地域防災力の充実強化を図るため、女性消防団員や機能別団員の入団促進及び体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を図る。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)【2-2・5・7・8】

- 防災関係機関、民間企業等との災害時における応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れなどに係る連携体制を整備する。また、応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(防災・減災データの提供推進)【5-1】

- 民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める。

(帰宅困難者対策の推進)【2-7】

- 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始し、道路の混雑や滞留により緊急車両の通行を妨げるなど応急活動に支障が生じることを防ぐため、鉄

道事業者、企業等と連携し、施設内待機の推進や待機場所の確保などの帰宅困難者対策を総合的に進める。

【老朽化対策】

（公共施設等の総合管理）【1-1】

- 県が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、総合かつ計画的な管理を推進するため「石川県公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

（学校施設の維持管理）【1-1】

- 公立学校施設について、全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化などの取組を推進する。

（公園施設の維持管理）【1-1】

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取り組む。

（道路施設の維持管理）【2-5・8、4-1・3、5-4】

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

（農道・林道の維持管理）【2-5・8、4-1・3、5-4】

- 農道・林道について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進する。

（鉄道の老朽化対策・存続支援）【5-4】

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道における老朽化した重要インフラの整備等を支援することにより、鉄道の安全運行を確保するとともに、沿線市町等と連携し、存続を支援する。

（港湾施設の維持管理）【2-5・8、4-1・3、5-4】

- 防波堤や岸壁等の港湾施設の老朽化対策について、施設ごとの維持管理計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(海岸保全施設の維持管理)【1-3・4、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 海岸保全施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(河川管理施設の維持管理)【1-4・5、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(ダム)の維持管理)【1-4・5、2-5・8、4-1・3、5-4】

- ダムについて、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(砂防関連施設等の維持管理)【1-4・5、2-5・8、4-1・3、5-4】

- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(水道施設の維持管理)【2-5、5-3】

- 県水送水管について、既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取り組む。

(下水道施設の維持管理)【2-9、5-3】

- 下水道施設について、老朽化による事故や機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づき計画的に維持管理・更新を実施する。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策)【1-4、4-1・3、5-4】

- 農業水利施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を推進する。
- 漁港施設について、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(交通安全施設の更新整備)【1-1・3-1】

- 信号機や道路標識等の交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び補修整備を推進する。

【デジタル活用】

（情報収集体制の強化）【3-2、5-1】

- 国・県・市町・関係機関の一元的な情報共有に向けて、内閣府の新総合防災情報システム・SOBO-WEB）と県総合防災情報システムの連携を行う。また、災害時の実効性を確保するため、県・市町職員の運用能力の向上を図る。
- 防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルート
の多重化を進める。

（電力データの活用）【2-6、5-1】

- 電力会社等の民間インフラ事業者から提供される電力データの活用により、被災状況・集落の孤立状況等を把握し、災害対応や被災者支援に活用する。

（被災地への物資供給）【2-5】

- 新物資システム（B-PLo）の平時からの活用や、災害時を見据えた訓練・研修を実施し、システム操作方法の習熟度の向上を図る。

（デジタル技術の活用による避難所・避難者の情報把握）【2-3・6】

- 被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、平時からのマイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に取り組む。

（外国人住民への防災情報の提供）【5-1】

地震や風水害等になじみのない外国人等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やICTを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、別紙2のとおり、施策分野ごとに設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、本県等の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、概ね5年ごとに必要な見直しを行うことを基本とする。

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢や国土強靱化施策の推進に係る環境が大きく変化した場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生**【行政機能・防災教育等】****(住民等への情報伝達体制の強化) [P21]**

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) [P21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化) [P22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【住宅・都市】**(住宅・建築物の耐震化) [P27]**

- 地震時の倒壊等を防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐災害性の強化) [P27]

- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化の促進や液状化に関する対策を推進する必要がある。

(防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進) [P27]

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることが重要である。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。

(液状化対策の推進) [P28]

- 大規模地震時には、宅地の液状化による住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(盛土対策の推進) [P28]

- 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地

や盛土等の安全性の把握・確認等が重要である。

(学校施設の耐震化、防災機能の確保) [P28]

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設について耐震化を進めていく必要がある。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することが必要である。

(市街地整備) [P28]

- 都市の防災機能の向上を図るため、密集市街地の面的整備等を促進するとともに、災害時に一時避難場所、防災拠点等となることが想定される公園、緑地、広場等を整備する必要がある。

(空き家対策) [P28]

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) [P29]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化や防火・浸水対策について、助成制度の一層の周知を図るなど、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) [P29]

- 社会福祉施設は、地震災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(避難行動の周知徹底) [P47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理) [P52]

- 老朽化が見込まれる県の保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の適切な維持管理と計画的な修繕を実施していく必要がある。

(学校施設の維持管理) [P52]

- 公立学校施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今

後、一層老朽化が進行する施設も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(公園施設の維持管理) [P52]

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園の施設について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがあり、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

(交通安全施設の更新整備) [P53]

- 県警察が整備する信号機や道路標識等の交通安全施設は、保守点検や巡回点検を委託するなどして管理し、緊急性のあるものは、随時、補修等を行っているところであるが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、継続的な点検及び補修整備を図る必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 実施 (R6)
- 住宅の耐震化率 86% (R5) 全国 約90% (R5)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 92% (R3)
- 消防団員数 5,058 人 (R6)
- 県内公立小中学校施設の耐震化率 100% (R3.4.1 現在)
- 県立学校施設の耐震化率 100% (H29)
- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 93.3% (R6)
- 社会福祉施設の耐震化率 92.3% (R3.3) 全国 92.8% (R3.3)
- 県民一斉防災訓練 (シェイクアウトいしかわ) の実施 実施 (R6)
- 防災士数 10,940 人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 3,243 人 (R6)

(1-2) 地震に伴う密集市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実) [P26]

- 消防団は、県民の安全・安心を守る地域防災の要として、欠くことの出来ない存在であることから、地域防災力の向上のためにも消防団の充実・強化が必要である。
- 市町が行う消防水利などの消防用施設の整備や消防体制の充実など、消防力の強化が必要である。

(災害救助体制の整備) [P27]

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む必要がある。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊との連携を強化するとともに、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の更なる強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(市街地整備) (再掲) [P28]

- 都市の防災機能の向上を図るため、密集市街地の面的整備等を促進するとともに、災害時に一時避難場所、防災拠点等となることが想定される公園、緑地、広場等を整備する必要がある。

(空き家対策) (再掲) [P28]

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(住宅・建築物の防火対策) [P28]

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) (再掲) [P29]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化や防火・浸水対策について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲) [P29]

- 社会福祉施設は、地震災害や火災等が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全

性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

(住宅・建築物の防火対策) [P51]

- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R6)
- 消防団員数 (再掲) 5,058人 (R6)
- 緊急消防援助隊登録隊数 96隊 (R6)
- 防災士数 (再掲) 10,940人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 3,243人 (R6)
- 住宅の耐震化率 (再掲) 86% (R5) 全国 約90% (R5)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 (再掲) 92% (R3)
- 感震ブレーカー設置補助件数 210件 (R7)

(1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速

に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建物の対災害性の強化) (再掲) [P27]

- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化の促進や液状化に関する対策を推進する必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) [P43]

- 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める必要がある。
- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるとともに適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【老朽化対策】

（海岸保全施設の維持管理） [P 53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和 30 年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

（数値データ）

- 石川県防災総合訓練の実施（再掲） 実施（R6）
- 海岸防災林の整備面積 29ha（R6）
- 防災士数（再掲） 10,940 人（R6）
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 3,243 人（R6）
- 消防団員数（再掲） 5,058 人（R6）
- 津波避難計画の策定率 100%※（R6）

※H29 に策定した津波浸水想定を踏まえた策定率

（1-4）突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【行政機能・防災教育等】

（住民等への情報伝達体制の強化）（再掲） [P 21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

（防災教育）（再掲） [P 21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

（防災関係機関との連携強化）（再掲） [P 22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における

る円滑な連携体制を構築する必要がある。

(建設業協会等との応急復旧体制の強化) [P25]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制の整備や、学識経験者との災害発生時の連携強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(災害リスクの低い都市構造の推進) [P29]

- 市街地での浸水、洪水被害等について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進める必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) (再掲) [P29]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化や防火・浸水対策について、助成制度の一層の周知を図るなど、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲) [P29]

- 社会福祉施設は、浸水被害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、浸水対策のための施設改修等により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【交通・物流】

(交通施設の浸水対策) [P40]

- 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する必要がある。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等の推進及び鉄道の高架化によるアンダーパスや地下歩道の解消を推進する必要がある。
- 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる必要がある。

【農林水産】

(ため池の防災対策の推進) [P42]

- 決壊した場合に人家等に被害を与える恐れがあるため池について、改修・補強等を実施する必要がある。

(農業水利施設の整備) [P42]

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設(農業用排水路、用排水機場等)について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。
- 田んぼが持つ雨水を貯める機能を活用し、排水路等の水位の上昇を抑える効果のある「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、ほ場整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農

地整備を進めていく必要がある。

【国土保全】

（治水対策の推進） [P 44]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める必要がある。
- ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する必要がある。さらには、AIの活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、ダムの運用の改善・高度化等の取組を進めていく必要がある。

（流域治水対策の推進） [P 44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

（県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上）（再掲） [P 47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

（避難行動の周知徹底）（再掲） [P 47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

（防災人材の育成及び自主防災組織の強化）（再掲） [P 49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【老朽化対策】

（海岸保全施設の維持管理）（再掲） [P 53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

（河川管理施設の維持管理） [P 53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダム)の維持管理) [P53]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) [P53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) [P53]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施(再掲) 実施 (R6)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 実施 (R6)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 66% (R6)
- 雨水出水浸水想定区域図の策定率 13% (R6)
- 防災士数(再掲) 10,940人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数(再掲) 3,243人 (R6)
- 建設業協会等との協定に基づく防災訓練 実施 (R6)
- 防災重点農業用ため池の改修整備数 591箇所 (R6)
- 防災重点農業用ため池における地震・豪雨への耐性評価実施率 52% (R6)
- 消防団員数(再掲) 5,058人 (R6)

(1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂、洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)(再掲) [P21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 気象台が土砂災害警戒情報を発表する際に、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲) [P21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

(建設業協会等との応急復旧体制の強化) (再掲) [P25]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制の整備や、学識経験者との災害発生時の連携強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(災害リスクの低い都市構造の推進) (再掲) [P29]

- 市街地での浸水、洪水被害等について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進める必要がある。

【農林水産】

(ため池の防災対策の推進) (再掲) [P42]

- 決壊した場合に人家等に被害を与える恐れがあるため池について、改修・補強等を実施する必要がある。

(農業水利施設の整備) (再掲) [P42]

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設(農業用排水路、用排水機場等)について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

【国土保全】

(土砂災害対策の推進) [P44]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害(特別)警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる

関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

(流木対策の推進) [P44]

- 全国的に立木の大径化による被害の拡大が見られるため、流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。また、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤などの土砂災害対策に集中的に取り組む必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P53]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R6)
- 土砂災害から保全される家屋数 20,781 戸 (R6)
- 土石流災害から保全される指定避難所 60% (R6)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 82% (R6)
- 山腹崩壊危険地区の保全対象戸数 1,913 戸 (R6)
- 崩壊土砂流出危険地区の保全対象戸数 3,868 戸 (R6)

- 防災士数（再掲） 10,940 人（R6）
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 3,243 人（R6）
- 建設業協会等との協定に基づく防災訓練の実施（再掲） 実施（R6）
- 消防団員数（再掲） 5,058 人（R6）

(1-6) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

【行政機能・防災教育等】

（住民等への情報伝達体制の強化）（再掲） [P 21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

（防災教育）（再掲） [P 21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

（防災関係機関との連携強化）（再掲） [P 22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【国土保全】

（火山災害対策の推進） [P 45]

- 県、白山市等により構成する白山火山防災協議会において、国がとりまとめたガイドライン等を踏まえ、山小屋等の既存施設の強化を含む退避壕・退避舎の整備必要性を検討するとともに、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制や避難及び救助対策について充実強化を図る必要がある。また、登山者に対しては、ヘルメットの携行等をはじめとした安全装備の確保を呼びかける必要がある。
- 登山届の提出について周知徹底を図るとともに、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

（県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上）（再掲） [P 47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

（避難行動の周知徹底）（再掲） [P 47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(数値データ)

- 防災士数 (再掲) 10,940 人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 3,243 人 (R6)
- 消防団員数 (再掲) 5,058 人 (R6)

(1-7) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小・中・高等学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【交通・物流】

(大雪対策) [P 38]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(雪崩対策の推進) [P39]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所には雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) [P39]

- 大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、不要不急の外出の自粛などの行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推進するほか、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する必要がある。
- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行) [P39]

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、除雪対策を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P47]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(数値データ)

- 防災士数 (再掲) 10,940 人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 3,243 人 (R6)
- 消防団員数 (再掲) 5,058 人 (R6)

(2-1) 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

【行政機能・防災教育等】

(警察災害派遣隊の対処能力向上) [P26]

- 大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地等において活動する警察災害派遣隊の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、他機関との合同訓練等を実施し、部隊の対処能力向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための装備資機材、情報通信基盤の整備) [P26]

- 警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る必要がある。

(関係行政機関との連携強化) [P26]

- 大規模災害発生時における他都道府県警察ヘリコプターの受入に備え、航空自衛隊小松基地及び小松空港、のと里山空港など拠点施設との連携を強化し、訓練を通じた連携確認を行うなど、受入体制を整備する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、通信手段の多様化・複線化により通信を確保し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する必要がある。

(警察の業務継続体制の整備) [P26]

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務をあらかじめ明確にするなど業務継続体制を強化する必要がある。

(警察庁舎の整備・耐災害性強化) [P26]

- 老朽化した警察庁舎の計画的な整備により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実) (再掲) [P26]

- 消防団は、県民の安全・安心を守る地域防災の要として、欠くことの出来ない存在であることから、地域防災力の向上のためにも消防団の充実・強化が必要である。
- 市町が行う消防水利などの消防用施設の整備や消防体制の充実など、消防力の強化が必要である。

(災害救助体制の整備) (再掲) [P27]

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む必要がある。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊との連携を強化するとともに、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の更なる強化を図る必要がある。

(数値データ)

- 警察庁舎の耐震化率 100% (R6)

(2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

【保健医療・福祉】

（県内病院の耐震化等）（再掲） [P 29]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化や防火・浸水対策について、助成制度の一層の周知を図るなど、着実に進めていく必要がある。

（社会福祉施設の耐震化等）（再掲） [P 29]

- 社会福祉施設は、地震災害や豪雨等が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化や浸水対策のための施設改修等により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

（災害医療体制の充実） [P 30]

- 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の更なる養成及び技術向上が必要である。
- 県内3カ所（小松空港、のと里山空港、県立中央病院）を広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）として定め、必要な資機材を整備したが、今後は、運用訓練等を実施し、体制強化に努める必要がある。
- 災害時における医療提供体制を確保するため、災害拠点病院等において業務継続計画等を策定するとともに、被災後、早期に診療機能を回復するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備を促進する必要がある。
- 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保のため、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と県で連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを進めることが必要である。

（災害時ドクターヘリ運航体制の整備） [P 30]

- 災害時にドクターヘリを円滑に運航し、迅速に救急医療を提供できるよう、平時から関係機関と連携を密にし、災害時における運用について確認を行うことにより、災害時の運航体制を整備する必要がある。

（災害医療人材の確保） [P 30]

- 一般の医療従事者の災害時における対応力向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む必要がある。
- 保健医療福祉調整本部等において DMAT、医療救護班の派遣調整業務等を担う災害医療コーディネーターの養成を推進することが必要である。
- 看護師の災害対応力強化に向け、災害時に避難所等において自ら適時適切に行動できる看護師、平時から地域防災教育や健康づくり活動に貢献できる看護師を育成する必要がある。

- 保健医療福祉調整本部等において、医薬品供給等の災害地域における薬事課題の収集と解決を担う災害薬事コーディネーターの養成を推進する。

(介護・福祉人材の確保) [P31]

- 災害時に避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、平時から介護・福祉人材の確保に取り組む必要がある。

(社会福祉施設への支援) [P31]

- 施設管理者が防災計画や業務継続計画を定めることを支援するほか、現状にあわせた防災計画等の見直しや、地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(社会福祉施設におけるサービス提供体制の維持) [P31]

- 社会福祉施設は、高齢者や障害者など日常生活上の支援が必要な方が利用していることから、災害時においても、サービスの提供を維持できる体制を整備することが必要である。

(要配慮者の災害時支援体制の構築) [P31]

- 災害時には、被災者に対する迅速な医療救護だけでなく、慣れない避難生活において、体調悪化等の二次的な被害を防ぐため、福祉面でのサポート体制も構築する必要がある。

(要配慮者対策の推進) [P33]

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町による避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

(災害時健康管理体制の整備) [P33]

- 在宅・車中泊避難者等を含む被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備) [P33]

- 大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持し、被災者の心のケアが円滑に実施できるよう、急性期に先遣隊として活動する日本 DPAT の整備やその後を引き継いで継続支援を担う石川 DPAT の養成を更に進める必要がある。

【交通物流】

(道路交通情報の収集・共有体制の強化) [P39]

- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要がある。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく必要がある。

【人材育成】

(災害医療人材の確保) (再掲) [P49]

- 一般の医療従事者の災害時における対応力向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む必要がある。
- 保健医療福祉調整本部等において DMAT、医療救護班の派遣調整業務等を担う災害医療コーディネーターの養成を推進することが必要である。
- 看護師の災害対応力強化に向け、災害時に避難所等において自ら適時適切に行動できる看護師、平時から地域防災教育や健康づくり活動に貢献できる看護師を育成する必要がある。
- 保健医療福祉調整本部等において、医薬品供給等の災害地域における薬事課題の収集と解決を担う災害薬事コーディネーターの養成を推進することが必要である。

(介護・福祉人材の確保) (再掲) [P49]

- 災害時に避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、平時から介護・福祉人材の確保に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) [P51]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(数値データ)

- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 (再掲) 93.3% (R6)
- 県内の DMAT 配備数 32 チーム (R6)
- 介護職員数 20 千人 (R6)
- 災害派遣福祉チーム (DWAT) のチーム員登録数 277 人
- 個別避難計画の作成割合 27% (R6)
- 災害時応援協定 (物資供給協定含む) の締結数 275 団体 (R6)

(2-3) 災害そのものによる精神的苦痛、または劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

【行政機能・防災教育等】

(避難所施設の整備及び物資供給) [P22]

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、市町における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促していく必要がある。
- 不足する物資の供給については、物資が集積拠点に到着した後、各避難所に至るまで円滑かつ確実に配送されるよう、迅速性および網羅性を確保した支援物資物流体制の構築・強化を図ることが重要である。

【住宅・都市】

（学校施設の耐震化、防災機能の確保）（再掲） [P 28]

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設について耐震化を進めていく必要がある。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することが必要である。

（応急仮設施設の迅速な供給） [P 29]

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を維持する必要がある。

【保健医療・福祉】

（要配慮者の災害時支援体制の構築）（再掲） [P 30]

- 災害時には、被災者に対する迅速な医療救護だけではなく、慣れない避難生活において、体調悪化等の二次的な被害を防ぐため、福祉面でのサポート体制も構築する必要がある。

（避難所・避難者の情報把握） [P 31]

- 車中など、避難所以外への避難者についても、支援が十分に行えるよう、その把握に努め、また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

（避難所等における感染症対策） [P 32]

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所における衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町への働きかけを行う必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の策定について、市町に働きかける必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」等の周知・啓発を図るとともに、県防災総合訓練や市町の防災訓練等における活用を促し、感染症対策の充実を図る必要がある。

（宗教施設の活用） [P 32]

- 大規模災害時には、既存の避難所等だけでは収容能力が不足する可能性がある。このため、収容力が高く設備も比較的整っている宗教施設を避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設として活用できるよう、平時から宗教法人との連携を図る必要がある。

（災害時健康管理体制の整備）（再掲） [P 33]

- 在宅・車中泊避難者等を含む被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する必要がある。

（災害時の心のケア実施体制の整備）（再掲） [P 33]

- 大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持し、被災者の心のケア活動が円滑に実施できるよう、県内の日本 DPAT の整備や石川 DPAT の

養成を更に進める必要がある。

(福祉避難所の整備及び運営体制の確保) [P32]

- 特別な配慮がない避難所では避難生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の整備と運営体制の確保に向け市町に働きかける必要がある。

(広域避難の実施体制の整備) [P32]

- 広域避難の実施にあたって、関係機関や受入市町との調整手順や避難先施設の開設・運営方法、搬送・受入の流れが不明確な場合、避難の円滑な実施や受入体制に支障をきたすおそれがあるため、実施手順や調整方法を明確にする必要がある。
- 広域避難の実施にあたり、避難先に近い場所で1.5次避難所を開設することを想定して、開設・運営方法や、一定のスペース、耐震性能・空調設備などの機能を備えた候補施設のリストアップなどを明記したマニュアルを整備する必要がある。

(要配慮者対策の推進)(再掲) [P33]

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町による避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

【ライフライン】

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) [P35]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) [P35]

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) [P35]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) [P36]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(外国人住民への支援) [P48]

- 各市町において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める必要がある。

(観光客への支援) [P48]

- 市町や宿泊施設との連携による一時受入れや、公共交通事業者との連携による帰宅支援など、災害時における外国人を含む観光客の安全確保に配慮する必要がある。

【人材育成】

(災害ボランティア等の活動環境の整備) [P50]

- 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修を実施するとともに、当該人材やボランティア団体が地域・避難所で活動するための仕組みを構築していく必要がある。
- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行う必要がある。

【デジタル活用】

(デジタル技術の活用による避難所・避難者の情報把握) [P54]

- 災害時に被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、平時からのマイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 個別避難計画の作成割合 (再掲) 27% (R6)
- 県内公立小中学校施設の耐震化率 (再掲) 100% (R3.4.1 現在)
- 県立学校施設の耐震化率 (再掲) 100% (H29)
- 災害ボランティアコーディネーター登録者数 646 人 (R6)
- トイレカーの整備数 3 台 (R7)
- キッチンセットの整備数 3 セット (R7)
- エアベッドの整備数 100 台 (R7)

(2-4) 組織的な共助の活動が不足し、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態

【行政機能・防災教育等】

(防災教育) (再掲) [P21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲) [P22]

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、市町における避難所の適切な設置・運営等

に資する取組を引き続き促していく必要がある。

(避難所運営体制の強化) [P23]

- 避難所自体が被災し開設・運営が困難となる事態を想定し、代替手段を確保しておくとともに、避難所開設・運営手順の作成・習熟や、物資・資機材を分散して備蓄するなど、地域ごとに多様な状況へ対応できる体制を整備する必要がある。

(災害ボランティア受入れ体制の整備) [P23]

- 甚大な被害により市町単独での災害ボランティア対応が困難となる場合を想定し、県としてニーズ把握・募集・調整の支援方法を検討し、計画や手順を明確化する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(自主防災組織の活性化促進) [P48]

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。

(防災士や自主防災組織との連携強化) [P47]

- 県・市町や防災士・自主防災組織などの関係者が、災害時に円滑に連携できるよう、平時から役割分担を整理し、共有しておく必要がある。

(災害支援団体との連携強化) [P47]

- 災害支援 NPO との連携が災害時に円滑に機能するよう、平時から関係構築の機会を設ける必要がある。

【人材育成】

(避難所運営を担う人材の確保) [P50]

- 避難所運営に関する訓練や経験が不足すると、災害時に円滑な共助活動が展開できず、機能不全に陥るため、平時から訓練等を通じて避難所運営を担う人材を確保する必要がある。

(数値データ)

- トイレカーの整備数 (再掲) 3台 (R7)
- キッチンセットの整備数 (再掲) 3セット (R7)
- エアーベッドの整備数 (再掲) 100台 (R7)

(2-5) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【行政機能・防災教育等】

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲) [P22]

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、市町における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促していく必要がある。
- 不足する物資の供給については、物資が集積拠点に到着した後、各避難所に至るまで円滑かつ確実に配送されるよう、迅速性および網羅性を確保した支援物資物流体

制の構築・強化を図ることが重要である。

(非常用物資の備蓄) [P23]

- 家庭等における備蓄について、最低3日、できれば1週間の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町と連携して非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【ライフライン】

(水道施設の耐震化) [P34]

- 県水送水管について、既設送水管は1系統であるため地震発生時には長時間におよぶ断水の恐れがある。既設管には耐震適合性のない管もあり、耐震性の高い送水管を整備する必要がある。
- 大規模地震に備え、市町における水道施設について、耐震化の推進が必要である。

(水道施設の迅速な復旧) [P34]

- 災害時における断水の長期化は、飲料水や生活水の確保、避難所等の衛生環境に影響を及ぼすことから、水道施設の早期復旧を図るため、平時から県と市町が情報共有や訓練等を通じて連携を強化する必要がある。

(水資源の有効利用) [P34]

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源の有効利用を進める必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、地下水の保全に努める必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P35]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P35]

- 倒木等により電力供給網に支障が生ずることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P35]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P36]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(停電等に関する情報発信) [P36]

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市町、電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

(石油等の燃料確保) [P36]

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化) [P36]

- 東日本大震災等において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについて、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。また、災害時に地域のエネルギー拠点となるLPガス中核充填所の災害対応力の強化が必要である。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) [P37]

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておく必要がある。このため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) [P38]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。また、災害による倒木や土砂、家屋倒壊物等の障害物を迅速に除去し道路機能を早期に回復できるよう、優先啓開ルートの設定や関係機関との連携体制の強化など、道路啓開に必要な取組を進める必要がある。

(農道・林道の整備) [P38]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) [P38]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P38]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(雪崩対策の推進)(再掲) [P39]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保)(再掲) [P39]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) [P40]

- 大規模災害発生時においても、物流・交通拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進)(再掲) [P43]

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるとともに適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進)(再掲) [P44]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進)(再掲) [P44]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害(特別)警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進)(再掲) [P44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(非常用物資の備蓄)(再掲) [P47]

- 家庭等における備蓄について、最低3日、できれば1週間の備蓄が奨励されている

ことから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町における非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) (再掲) [P51]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) [P52]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) [P52]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) [P52]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P53]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(水道施設の維持管理) [P53]

- 県水送水管について、既設管は1系統であるため、大規模な修繕を行う際には断水が必要となる。既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取り組む必要がある。

【デジタル活用】

(被災地への物資供給) [P54]

- 新物資システム (B-PLo) の平時からの活用や、災害時を見据えた訓練・研修を実施し、システム操作方法の習熟度を向上させる必要がある。

(数値データ)

- トイレカーの整備数 (再掲) 3台 (R7)
- キッチンセットの整備数 (再掲) 3セット (R7)
- エアーベッドの整備数 (再掲) 100台 (R7)
- 県民用備蓄 10万食 (R7)
- 避難生活支援リーダー／サポーター研修の実施市町数 2市町 (R7)
- 県水送水管耐震化事業工事進捗率 62% (R6)
- 水道基幹管路における耐震適合率 39.7% (R6) 全国平均 43.3% (R5)
- 浄水施設における耐震化率 76.8% (R6) 全国平均 44.5% (R5)
- 県内の移動1時間圏・1時間半圏 1時間：47%、1時間半：78% (R6)
- 災害時ネットワーク確保率 89% (R6)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 37.3km (R6)
- 耐震強化岸壁(緊急物資)の整備率 89% (R6)
- 拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率 42% (R6)
- 災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲) 275団体 (R6)

(2-6) 想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態

【行政機能・防災教育等】

(広域避難者の情報共有体制の整備) [P23]

- 広域避難者が他県に移動した場合、元の自治体が所在や生活状況を把握できず、支援が滞るため、広域的な情報共有体制を構築する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者の災害時支援体制の構築) (再掲) [P30]

- 災害時には、被災者に対する迅速な医療救護だけでなく、慣れない避難生活において、体調悪化等の二次的な被害を防ぐため、福祉面でのサポート体制も構築する必要がある。

(避難所・避難者の情報把握) (再掲) [P32]

- 車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係部局・市町間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

(広域避難の実施体制の整備) (再掲) [P32]

- 広域避難の実施にあたって、関係機関や受入市町との調整手順や避難先施設の開設・運営方法、搬送・受入の流れが不明確な場合、避難の円滑な実施や受入体制に支障をきたすおそれがあるため、実施手順や調整方法を明確にする必要がある。
- 広域避難の実施にあたり、避難先に近い場所で1.5次避難所を開設することを想定して、開設・運営方法や、一定のスペース、耐震性能・空調設備などの機能を備えた候補施設のリストアップなどを明記したマニュアルを整備する必要がある。

(要配慮者対策の推進) (再掲) [P33]

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町による避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

(災害時健康管理体制の整備) (再掲) [P33]

- 在宅・車中泊避難者等を含む被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する必要がある。

【デジタル活用】

(電力データの活用) [P54]

- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する電力データについて、円滑な災害対応や被災者支援に役立てるため、活用事例の収集や関係機関との連携を強化する必要がある。

(デジタル技術の活用による避難所・避難者の情報把握) (再掲) [P54]

- 災害時に被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、平時からのマイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 災害派遣福祉チーム (DWAT) のチーム員登録数 (再掲) 277人 (R6)
- 個別避難計画の作成割合 (再掲) 27% (R6)

(2-7) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲) [P22]

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、市町における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促していく必要がある。
- 不足する物資の供給については、物資が集積拠点に到着した後、各避難所に至るま

で円滑かつ確実に配送されるよう、迅速性および網羅性を確保した支援物資物流体制の構築・強化を図ることが重要である。

【保健医療・福祉】

（宗教施設の活用）（再掲） [P 32]

- 大規模災害時には、既存の避難所等だけでは収容能力が不足する可能性がある。このため、収容力が高く設備も比較的整っている宗教施設を避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設として活用できるよう、平時から宗教法人との連携を図る必要がある。

【交通・物流】

（鉄道の浸水対策） [P 40]

- 災害時においても北陸新幹線、J R 在来線、のと鉄道、I R いしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

（鉄道の早期復旧等に向けた取組） [P 40]

- 発災後、北陸新幹線、J R 在来線、のと鉄道、I R いしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

（観光客への支援）（再掲） [P 48]

- 市町や宿泊施設との連携による一時受入れや、公共交通事業者との連携による帰宅支援など、災害時における外国人を含む観光客の安全確保に配慮する必要がある。

【官民連携】

（災害時応援協定締結等による連携体制の整備）（再掲） [P 51]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。また、帰宅困難者に対する飲料水や食料の提供などの支援が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

（帰宅困難者対策の推進） [P 51]

- 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始し、緊急車両の通行を妨げるなど応急活動に支障が生じることを防ぐため、鉄道事業者、企業等と連携し、施設内待機の推進や待機場所の確保などの帰宅困難者対策を総合的に進める必要がある。

（数値データ）

- トイレカーの整備数（再掲） 3 台 (R7)
- キッチンセットの整備数（再掲） 3 セット (R7)
- エアベッドの整備数（再掲） 100 台 (R7)
- 災害時応援協定（物資供給協定含む）の締結数（再掲） 275 団体 (R6)

(2-8) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 21]

- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲) [P 22]

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、市町における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促していく必要がある。
- 不足する物資の供給については、物資が集積拠点に到着した後、各避難所に至るまで円滑かつ確実に配送されるよう、迅速性および網羅性を確保した支援物資物流体制の構築・強化を図ることが重要である。

【保健医療・福祉】

(広域避難の実施体制の整備) (再掲) [P 32]

- 広域避難の実施にあたって、関係機関や受入市町との調整手順や避難先施設の開設・運営方法、搬送・受入の流れが不明確な場合、避難の円滑な実施や受入体制に支障をきたすおそれがあるため、実施手順や調整方法を明確にする必要がある。
- 広域避難の実施にあたり、避難先に近い場所で1.5次避難所を開設することを想定して、開設・運営方法や、一定のスペース、耐震性能・空調設備などの機能を備えた候補施設のリストアップなどを明記したマニュアルを整備する必要がある。

【交通・物流】

(孤立集落対策) [P 38]

- 道路の損壊や渡河部の橋梁流失、河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進していくことが必要である。

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P 37]

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておく必要がある。このため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P 38]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の

耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。また、災害による倒木や土砂、家屋倒壊物等の障害物を迅速に除去し道路機能を早期に回復できるよう、優先啓開ルートの設定や関係機関との連携体制の強化など、道路啓開に必要な取組を進める必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P38]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P38]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P39]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P39]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(漁船等を活用した緊急時の避難体制) [P41]

- 奥能登の漁村では、接続する道路が少なく、災害等で交通が遮断されると、孤立集落となる可能性が高い地区があることから、漁船等の船舶を使った海上からの避難体制について検討する必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P43]

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるとともに適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P44]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P44]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、

短期間に全ての箇所施設の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。

- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

（流域治水対策の推進）（再掲） [P44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【官民連携】

（災害時応援協定締結等による連携体制の整備）（再掲） [P51]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【老朽化対策】

（道路施設の維持管理）（再掲） [P52]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

（農道・林道の維持管理）（再掲） [P52]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

（港湾施設の維持管理）（再掲） [P52]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

（海岸保全施設の維持管理）（再掲） [P53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

（河川管理施設の維持管理）（再掲） [P53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダム)の維持管理) (再掲) [P53]

- 県が管理している全 11 ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(数値データ)

- トイレカーの整備数 (再掲) 3 台 (R7)
- キッチンセットの整備数 (再掲) 3 セット (R7)
- エアベッドの整備数 (再掲) 100 台 (R7)
- 県内の移動 1 時間圏・1 時間半圏 (再掲) 1 時間 : 47%、1 時間半 : 78% (R6)
- 災害時ネットワーク確保率 (再掲) 89% (R6)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 37.3km (R6)
- 耐震強化岸壁(緊急物資)の整備率 (再掲) 89% (R6)
- 拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率 (再掲) 42% (R6)
- 災害時応援協定 (物資供給協定含む) の締結数 (再掲) 275 団体 (R6)
- 道路施設の健全化率 92% (R6)

(2-9) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下

【保健医療・福祉】

(感染症予防措置) [P31]

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染予防策 (手洗い、うがい等) の実施を促すと同時に予防接種を促進する必要がある。

(避難所等における感染症対策) (再掲) [P32]

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所における衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町への働きかけを行う必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の策定について、市町に働きかける必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、備蓄や流通事業者等との協定の締結などにより、災害時において、必要な量を早期に確保できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」等の周知・啓発を図るとともに、県防災総合訓練や市町の防災訓練等における活用を促し、感染症対策の充実を図る必要がある。

(災害時健康管理体制の整備) (再掲) [P33]

- 在宅・車中泊避難者等を含む被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する必要がある。

(災害時の医療体制の整備の促進) [P33]

- 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施していく必要がある。
- 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにすることが必要である。
- 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足などにより、被災者の健康・心理状態の悪化による死亡者が発生することのないよう、DHEAT が保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整機能が円滑に進むように備えておくことが必要である。

(避難施設の整備・機能の強化) [P34]

- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組が必要である。

(交通施設の耐災害性の強化による感染症対策資機材の確保) [P34]

- 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材を確保するため、交通ネットワーク強化を図る必要がある。

(住宅、建築物の耐災害性の強化による避難者の発生抑制) [P34]

- 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化の促進や液状化に関する対策を推進する必要がある。

【ライフライン】

(下水道施設の耐震化・耐水化) [P35]

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する必要がある。

(上下水道施設の耐災害性強化) [P34]

- 大規模自然災害発生時においても、安全な水の提供や下水の処理機能の確保を図るため、上下水道施設の計画的な耐震化・耐水化を推進する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進) [P35]

- 老朽化した浄化槽が被災すると復旧に時間がかかるため災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【老朽化対策】

(下水道施設の維持管理) [P53]

- 下水道施設について、老朽化による事故や機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(数値データ)

- 県内のDMAT 配備数 (再掲) 32 チーム (R6)
- 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率
1期 93.5%、2期 90.6% (R6)
※ 1期：生後 12～24 ヶ月未満の者 2期：小学校就学前 1 年間の者
- 汚水処理人口普及率 95.4% (R6)

(3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【行政機能・防災教育等】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 22]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

(警察の業務継続体制の整備) (再掲) [P 26]

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務をあらかじめ明確にするなど業務継続体制を強化する必要がある。

(警察庁舎の整備・耐災害性強化) (再掲) [P 26]

- 老朽化した警察庁舎の計画的な整備により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。

【交通・物流】

(信号機の減灯対策) [P 41]

- 災害時に被災地までの緊急輸送道路が安全かつ円滑に通行できるよう、停電時においても信号機の機能を維持させるため、減灯対策を行う必要がある。

【老朽化対策】

(交通安全施設の更新整備) (再掲) [P 53]

- 県警察が整備する信号機や道路標識等の交通安全施設は、保守点検や巡回点検を委託するなどして管理し、緊急性のあるものは、随時、補修等を行っているところであるが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、継続的な点検及び補修整備を図る必要がある。

(数値データ)

- 警察庁舎の耐震化率 (再掲) 100% (R6)
- LED灯器の整備率 石川県 車両用灯器 71.4% 歩行者用灯器 63.3% (R6)

(3-2) 県庁の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できな

い事態

【行政機能・防災教育等】

(災害対策本部室等の執務室の機能強化) [P 25]

- 大規模災害時に庁内において、災害対応を円滑に行うため、令和6年能登半島地震の検証結果を踏まえ、災害対策本部室など防災機能を強化する必要がある。

(情報伝達体制の多重化) [P 24]

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・各部局・各市町・民間事業者等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める必要がある。

【デジタル活用】

(情報収集体制の強化) [P 53]

- 無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、県内行政機関の機能不全に陥ることを防ぐため、防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルートの多重化を進める必要がある。

(3-3) 職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態

【行政機能・防災教育】

(防災教育) [P 21]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、防災総合訓練のほか、防災関係システムの習熟、研修などを通じて、平時から職員の危機管理意識の向上を図る必要がある。

(業務継続体制の確保) [P 22]

- 災害対応現場の中心的役割を担う県・市町の機能確保は、強靱化の観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。そのための業務継続計画については、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理などについて定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、随時見直しをする必要がある。
- 災害対応において各部局や関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務や情報共有・利活用等について、マニュアル等の整備を通じて手順や運用方法の明確化・統一化を進める必要がある。

(防災体制の強化と人材活用の推進) [P 24]

- 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある職員の活用につ

いても考慮しつつ、検討する必要がある。

(防災拠点等の機能強化・整備) [P24]

- 大規模災害時における円滑な応急対応や広域的な支援活動を確保するため、災害対応の拠点となる施設の機能強化・整備を検討する必要がある。

(防災・危機管理機能の維持・強化) [P25]

- 県内行政庁舎の防災上の機能及び用途に応じて、想定される地震及び津波への対応力を強化するため、耐震化・津波対策を推進する必要がある。
- 庁舎内の家具類の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても、災害時の対応機能が損なわれないことがないよう、対策を促進する必要がある。
- 自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、県内行政庁舎の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む職員用備蓄物資の備蓄、行政機能を代替する防災拠点を整備する必要がある。

【人材育成】

(防災体制の強化と人材活用の推進) (再掲) [P50]

- 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある職員の活用についても考慮しつつ、検討する必要がある。

(数値データ)

- 県内における GADM 等(災害マネジメント総括支援員・支援員)の登録者数 21 人 (R6)

(3-4) 市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【行政機能・防災教育等】

(被災市町に対する支援) [P24]

- 災害時の迅速な被災者支援ができるよう、被災自治体に対して県内市町による支援体制を整備する必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害時受援計画策定率 79% (R6)

(4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【ライフライン】

(石油等の燃料確保) (再掲) [P36]

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化) (再掲) [P36]

- 東日本大震災等において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについて、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。また、災害時に地域のエネルギー拠点となるLPガス中核充填所の災害対応力の強化が必要である。

【産業】

(県内企業の事業継続計画の策定) [P37]

- 県内企業における事業継続計画の策定については、引き続き、県内企業の防災意識を高め、策定する事業所を広げていく必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P37]

- 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、加賀海浜産業道路や金沢外環状道路、のと里山海道、能越自動車道などの道路整備を促進し、緊急時にも生産拠点相互や金沢港や七尾港、小松空港などの物流拠点をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P38]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。また、災害による倒木や土砂、家屋倒壊物等の障害物を迅速に除去し道路機能を早期に回復できるよう、優先啓開ルートの設定や関係機関との連携体制の強化など、道路啓開に必要な取組を進める必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P38]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P38]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P38]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P39]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所には雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P 39]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の浸水対策) (再掲) [P 40]

- 災害時においても北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) (再掲) [P 40]

- 発災後、北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P 40]

- 大規模災害発生時においても、物流・交通拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

(空港の機能強化) [P 41]

- 大規模災害発生時においても、物流輸送のセーフティネット機能を発揮できるよう、施設整備や老朽化対策に取り組むとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充を図る必要がある。
- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を小松空港及びのど里山空港が担うには、平時より、それぞれの管理主体と関係機関が連携し、両空港の機能向上に向けた施設整備など、両空港の機能強化等を推進することが必要である。
- 南北に長い本県では、県内外からの人員の移動や物資の輸送において、小松空港及びのど里山空港の航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・国際的各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P 43]

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるとともに適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P 44]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る

必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P44]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P52]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P52]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P52]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダム) (再掲) [P53]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持

管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) (再掲) [P53]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 県内の移動1時間圏・1時間半圏 (再掲) 1時間：47%、1時間半：78% (R6)
- 災害時ネットワーク確保率 (再掲) 率89% (R6)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 37.3km (R6)
- 耐震強化岸壁(緊急物資)の整備率 (再掲) 89% (R6)
- 拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率 (再掲) 42% (R6)
- 道路施設の健全化率 (再掲) 92% (R6)

(4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【環境】

(コンビナートにおける防災体制の充実強化の促進) [P46]

- 石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制の強化を図るため、実効性のある防災訓練の継続的な実施や、地震に起因する海上災害への対応能力を強化するため、資機材の整備・維持管理や、コンビナート総合防災訓練、船舶火災消火訓練、排出油防除訓練等、地域の特性にあわせた関係機関合同の災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。

(有害化学物質の漏えい等の防止対策) [P46]

- 有害化学物質の漏えい等を防止するため、法律や条例に基づき、有害化学物質の適正管理を行うことや、漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう指導する必要がある。

(石綿飛散防止対策) [P46]

- 被災建築物等からの石綿飛散を防止するため、法律や条例に基づき、適切な石綿除去等の作業を実施できるよう指導する必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理) [P46]

- 保管中のPCB廃棄物が被災により流出することによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

(毒物及び劇物の安全管理の促進) [P46]

- 「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)」に基づき、災害時の毒物等の

漏えい等による保健衛生上の危害防止のため、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などにより、適正管理や応急措置等安全管理の促進を図る必要がある。

(数値データ)

- PCB 廃棄物の保管事業者数 291 事業場 (R6)

(4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) [P37]

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P38]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。また、災害による倒木や土砂、家屋倒壊物等の障害物を迅速に除去し道路機能を早期に回復できるよう、優先啓開ルートの設定や関係機関との連携体制の強化など、道路啓開に必要な取組を進める必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P38]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P38]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P38]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P39]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P39]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P40]

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

【農林水産】

（食料の生産・流通等関係事業所の防災対策）〔P41〕

- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

（漁港施設の整備）〔P41〕

- 水産物の安定供給ができるよう、漁港の生産・流通機能及び防災機能を強化する必要がある。

（水産業の早期再開）〔P42〕

- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。

（農業水利施設の整備）〔P42〕

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（農業用排水路、用排水機場等）について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

【国土保全】

（津波対策等の推進）（再掲）〔P43〕

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるとともに適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

（治水対策の推進）（再掲）〔P44〕

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

（土砂災害対策の推進）（再掲）〔P44〕

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に

整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P52]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P52]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P52]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P53]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) (再掲) [P53]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 県内の移動1時間圏・1時間半圏 (再掲) 1時間：47%、1時間半：78% (R6)
- 災害時ネットワーク確保率 (再掲) 89% (R6)

- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長（再掲） 37.3km（R6）
- 耐震強化岸壁（緊急物資）の整備率（再掲） 89%（R6）
- 拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率（再掲） 42%（R7）
- 道路施設の健全化率（再掲） 92%（R6）

(4-4) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【住宅・都市】

（水道施設の耐災害性の強化）[P 29]

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。
- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図っていく必要がある。

【国土保全】

（渇水対策体制の整備）[P 45]

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施していく必要がある。
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進していく必要がある。
- 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築しておく必要がある。

(4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の保全管理）[P 42]

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

（災害に強い森林づくり）[P 42]

- 県土の約7割を占める森林について、豪雨による山地災害等を防止するなど、森林

の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、間伐や主伐・再造林等による資源の循環利用を進めるとともに、手入れ不足人工林における針広混交林化や病虫獣害対策等を行い、災害に強い多様で健全な森林へ誘導する必要がある。

(農林業の担い手確保等) [P42]

- 農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(自然公園施設の維持・強化) [P43]

- 近年の台風や豪雨等により自然公園施設の被災が増大していることから、自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む必要がある。

(鳥獣の保護管理・対策の推進) [P43]

- 野生鳥獣による食害等は、農林業被害の発生や、森林下層植生の消失、生物多様性の低下など、生態系への悪影響が生じることから適正な鳥獣の保護管理・対策が求められる。
- 耕作放棄地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 多面的機能支払実施面積 25,576ha (R6)
- 中山間地域等直接支払実施面積 5,055ha (R6)
- 年間の間伐・造林面積 1,035ha (R5)
- 企業参入等による耕作放棄地再生面積 350ha (R2～R6 累計)
- 農業の年間の新規就農者数 119人 (R2～R4 平均)
- 林業従事者数 445人 (R6)

(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。
- 気象台が土砂災害警戒情報を発表する際に、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P21]

- 自主防災意識の向上のため、「自らの生命は自らが守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

(行政情報通信基盤の強化) [P24]

- 「情報システム等における業務継続計画」の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。
- 本庁舎 LAN について、通信機器及び通信機器間の配線を二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、県施設の規模等に応じ通信事業者の局舎との回線接続を可能な限りループ化し、本庁舎については局舎との回線接続を異なるルートで二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等災害時の通信手段の多重化・強化を図る必要がある。

(市町の災害対応力の強化) [P25]

- 適時適切な避難指示等の判断・発令のため、防災行動計画（タイムライン）の作成や市町の避難指示等の発令基準の点検・見直しを推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者対策の推進) (再掲) [P33]

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町による避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

【ライフライン】

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P35]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P36]

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P35]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業

者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P36]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(情報通信機能の維持・確保) [P36]

- 停電時においても情報通信機能を維持・確保する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(外国人住民への支援) (再掲) [P48]

- 各市町において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める必要がある。

(観光客への支援) (再掲) [P48]

- 市町や宿泊施設との連携による一時受入れや、公共交通事業者との連携による帰宅支援など、災害時における外国人を含む観光客の安全確保に配慮する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災・減災データの提供推進) [P51]

- 民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める必要がある。

【デジタル活用】

(外国人住民への防災情報の提供) [P54]

- 地震や風水害等になじみのない外国人等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やICTを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

(情報収集体制の強化) (再掲) [P53]

- 無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、県内行政機関の機能不全に陥ることを防ぐため、防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルート多重化を進める必要がある。

(電力データの活用) (再掲) [P54]

- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する電力データについて、円滑な災害対応や被災者支援に役立てるため、活用事例の収集や関係機関との連携を強化する必要がある。

(数値データ)

- 防災士数 (再掲) 10,940 人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 3,243 人 (R6)
- 個別避難計画の作成割合 (再掲) 27% (R6)
- 消防団員数 (再掲) 5,058 人 (R6)

(5-2) 発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(公式情報発信体制の強化) [P 25]

- SNS やインターネット上で誤情報が瞬時に拡散する状況に即応し、公式情報を速やかに発信する必要がある。

(現場との正確な情報共有) [P 25]

- 救助・支援現場に誤情報が入り込まないように、情報を確実に伝達する仕組みを構築する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民への情報リテラシーの強化) [P 48]

- 住民が誤情報に惑わされず正しい行動を取れるよう、平時から情報リテラシー向上に向けた取組を推進する必要がある。

(5-3) ライフライン (電気、上下水道、燃料等) の長期間・大規模にわたる機能停止

【ライフライン】

(水道施設の耐震化) (再掲) [P 34]

- 県水送水管について、既設送水管は 1 系統であるため地震発生時には長時間におよぶ断水の恐れがある。既設管には耐震適合性のない管もあり、耐震性の高い送水管を整備する必要がある。
- 大規模地震に備え、市町における水道施設について、耐震化の推進が必要である。

(水道施設の迅速な復旧) (再掲) [P 34]

- 災害時における断水の長期化は、飲料水や生活水の確保、避難所等の衛生環境に影響を及ぼすことから、水道施設の早期復旧を図るため、平時から県と市町が情報共有や訓練等を通じて連携を強化する必要がある。

(水資源の有効利用) (再掲) [P 34]

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源の有効利用を進める必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、地下水の保全に努める必要がある。

(下水道施設の耐震化・耐水化) (再掲) [P 35]

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を

推進する必要がある。

(上下水道施設の耐災害性強化) (再掲) [P34]

- 大規模自然災害発生時においても、安全な水の提供や下水の処理機能の確保を図るため、上下水道施設の計画的な耐震化・耐水化を推進する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進) (再掲) [P35]

- 老朽化した浄化槽が被災すると普及に時間がかかるため災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P35]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(災害用井戸の活用) [P35]

- 断水時の代替水源確保のため、災害用井戸の活用方法を周知し、避難所における災害用井戸の整備を促進する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P35]

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P35]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。

(停電等に関する情報発信) (再掲) [P36]

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市町、電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

(情報通信機能の維持・確保) (再掲) [P36]

- 停電時においても情報通信機能を維持・確保する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P36]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(石油等の燃料確保) (再掲) [P36]

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化) (再掲) [P36]

- 東日本大震災等において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについて、避難所等となる公共及び民間の施

設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。また、災害時に地域のエネルギー拠点となる LP ガス中核充填所の災害対応力の強化が必要である。

【産業】

（インフラ分野におけるデジタル化の推進） [P37]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

【老朽化対策】

（水道施設の維持管理）（再掲） [P53]

- 県水送水管について、既設管は1系統であるため、大規模な修繕を行う際には断水が必要となる。既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取り組む必要がある。

（下水道施設の維持管理）（再掲） [P53]

- 下水道施設について、老朽化による事故や機能停止を未然に防止するため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

（数値データ）

- 県水送水管耐震化事業工事進捗率（再掲） 62%（R6）
- 水道基幹管路における耐震適合率（再掲） 39.7%（R6） 全国平均 43.3%（R5）
- 浄水施設における耐震化率（再掲） 76.8%（R6） 全国平均 44.5%（R5）
- 汚水処理人口普及率（再掲） 95.4%（R6）

（5-4） 幹線道路や新幹線の分断、港湾・空港機能の停止など、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【行政機能・防災教育等】

（住民等への情報伝達体制の強化）（再掲） [P21]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

（建設業協会等との応急復旧体制の強化）（再掲） [P25]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制の整備や、学識経験者との災害発生時の連携強化を図る必要がある。

【産業】

（インフラ分野におけるデジタル化の推進）（再掲） [P37]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

【交通・物流】

（緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築）（再掲） [P37]

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセス

を確保するため、能越自動車道やのど里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P38]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。また、災害による倒木や土砂、家屋倒壊物等の障害物を迅速に除去し道路機能を早期に回復できるよう、優先啓開ルートの設定や関係機関との連携体制の強化など、道路啓開に必要な取組を進める必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P38]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P38]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P38]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による孤立集落の発生や、送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P39]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P39]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の浸水対策) (再掲) [P40]

- 災害時においても北陸新幹線、JR在来線、のど鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) (再掲) [P40]

- 発災後、北陸新幹線、JR在来線、のど鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P40]

- 大規模災害発生時においても、物流・交通拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設

の整備を推進する必要がある。

(空港の機能強化) (再掲) [P41]

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を小松空港及びのと里山空港が担うには、平時より、それぞれの管理主体と関係機関が連携し、両空港の機能向上に向けた施設整備など、両空港の機能強化等を推進することが必要である。
- 南北に長い本県では、県内外からの人員の移動や物資の輸送において、小松空港及びのと里山空港の航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・国際の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。
- 有事を想定した総合訓練を実施するなど、発災後の空港機能の早期復旧に備える必要がある。

(道の駅の機能強化) [P41]

- 「防災道の駅」を中心に「道の駅」の防災機能強化を促進しつつ、防災設備の整備、業務継続計画の策定等の災害対応の体制の構築を推進していく必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P43]

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化の地震・津波対策を進めるとともに適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P44]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P44]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害(特別)警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P44]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる

関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

（道路施設の維持管理）（再掲） [P 52]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

（農道・林道の維持管理）（再掲） [P 52]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

（鉄道の老朽化対策・存続支援） [P 52]

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道における予防的な老朽化対策を図るため、老朽化した重要インフラ整備を支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。

（港湾施設の維持管理）（再掲） [P 52]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

（海岸保全施設の維持管理）（再掲） [P 53]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和 30 年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

（河川管理施設の維持管理）（再掲） [P 53]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

（ダム）の維持管理）（再掲） [P 53]

- 県が管理している全 11 ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

（砂防関連施設等の維持管理）（再掲） [P 53]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

（農業水利・漁港施設の老朽化対策）（再掲） [P 53]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

（数値データ）

- 県内の移動 1 時間圏・ 1 時間半圏（再掲） 1 時間：47%、 1 時間半：78% (R6)
- 災害時ネットワーク確保率（再掲） 89% (R6)

- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長（再掲） 37.3km（R6）
- 耐震強化岸壁（緊急物資）の整備率（再掲） 89%（R6）
- 拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率（再掲） 42%（R6）
- 道路施設の健全化率（再掲） 91%（R5）

(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【産業】

（インフラ分野におけるデジタル化の推進）（再掲） [P37]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

（新技術の活用促進） [P37]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共事業に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

（復興に向けた地場産業支援） [P37]

- 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずることが必要である。

【リスクコミュニケーション】

（県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上）（再掲） [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

（自主防災組織の活性化促進）（再掲） [P48]

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。

（復興に向けた事前準備） [P47]

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして市町等へ情報展開を行っておくことが必要である。
- 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ、地域が衰退する事態を防止する必要がある。

【人材育成】

（防災人材の育成及び自主防災組織の強化）（再掲） [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

（災害ボランティア等の活動環境の整備）（再掲） [P50]

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行う必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成) [P50]

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 防災士数 (再掲) 10,940 人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 3,243 人 (R6)
- 災害ボランティアコーディネーター登録者数 (再掲) 646 人 (R6)

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等) の不足等により復興できなくなる事態

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P37]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX (デジタル・トランスフォーメーション) を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P37]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共事業に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P47]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自らの生命は自らが守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(自主防災組織の活性化促進) (再掲) [P48]

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P49]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、消防団、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを

活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(災害対応・復旧復興を支える人材の確保・育成) [P51]

- 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集し、防災に係る職員の育成等を進める必要がある。
- 小規模市町を中心とした市町において、復旧復興を着実に進められるよう、国・県・市町等が連携して職員の確保に努める必要がある。

(災害ボランティア等の活動環境の整備) (再掲) [P50]

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行う必要がある。
- 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修を実施するとともに、当該人材やボランティア団体が地域・避難所で活動するための仕組みを構築していく必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成) (再掲) [P50]

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 防災士数 (再掲) 10,940 人 (R6)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 3,243 人 (R6)
- 災害ボランティアコーディネーター登録者数 (再掲) 646 人 (R6)

(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

(災害廃棄物対策) [P46]

- 平時から関係団体等との連携や人材の育成を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る必要がある。
- 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組んでいく必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害廃棄物処理計画の策定率 100% (R6)

(6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【住宅・都市】

(応急仮設施設の迅速な供給) (再掲) [P 29]

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を維持する必要がある。

【国土保全】

(地籍調査の実施) (再掲) [P 45]

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となる。

【人材育成】

(建設産業の担い手確保・育成) (再掲) [P 50]

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 地籍調査進捗率 15.9% (R6)

(6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【住宅・都市】

(文化財の防災・防犯対策の推進) [P 29]

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、美術工芸品収蔵施設及び文化財建造物等の耐震化・防災・防犯対策の徹底を図る必要がある。

【国土保全】

(環境保全の推進) [P 45]

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

(コミュニティ・地域の活力の保持) [P 43]

- 無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を促進する必要がある。
- 定住人口が減少し、復興に支障が生じると、生活文化・民俗文化の喪失につながり地域の活力が低下するため、地方創生の取組等、地域経済に活力をもたらす効果的な方策に取り組んでいく必要がある。

(6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による

県内経済等への甚大な影響

【産業】

(県内企業の事業継続計画の策定)(再掲) [P37]

- 県内企業における事業継続計画の策定については、引き続き、県内企業の防災意識を高め、策定する事業所を広げていく必要がある。

(風評被害を防止する情報発信) [P37]

- 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、県内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する必要がある。

(6-7) やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により集落に戻らないことで、集落の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態

【ライフライン】

(迅速なインフラの復旧・復興) [P36]

- 避難生活が長期化し、住民が元の集落に戻る意欲を失うことにより、地域コミュニティの維持が困難となるため、帰還に向けた環境整備を進める必要がある。

【産業】

(農林水産業の担い手確保) [P37]

- 集落に戻らない住民が増えることで、農業や林業、漁業など地域の生業が継続できなくなり、地域経済が衰退するため、基盤産業の維持策を講じる必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(復興に関する適切な情報発信) [P49]

- 行政と住民の間で復興に向けた情報共有が不足すると、帰還や地域再建に関する判断が遅れ、復興の機会を失うため、情報伝達体制を強化する必要がある。

施策分野ごとの指標

【行政機能・防災教育等】

No	指標	現況	目標値
1	石川県防災総合訓練の実施	実施 (R6)	継続実施 (R12)
2	実働機関と連携した図上訓練の実施	-	継続実施 (R12)
3	建設業協会等との協定に基づく防災訓練の実施	実施 (R6)	継続実施 (R12)
4	県内における GADM 等(災害マネジメント総括支援員・支援員)の登録者数	21 人 (R6)	200 人以上 (R10)
5	防災・減災推進条例の制定	未策定 (R7)	策定 (R8)
6	トイレカーの整備数	3 台 (R7)	20 台 (R11)
7	キッチンセットの整備数	3 セット (R7)	20 セット (R11)
8	エアーマットの整備数	100 台 (R7)	500 台 (R11)
9	県民用備蓄	10 万食 (R7)	12 万食 (R12)

【住宅・都市】

No	指標	現況	目標値
10	住宅の耐震化率	86% (R5)	95% (R14)
11	多数の者が利用する建築物の耐震化率	92% (R3)	95% (R12)
12	感震ブレーカーの設置補助件数	210 件 (R7)	増加 (R8)

【保健医療・福祉】

No	指標	現況	目標値
13	災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率	93.3% (R6)	増加 (R12)
14	県内の DMAT 配備数	32 チーム (R6)	33 チーム (R14)
15	災害派遣福祉チーム (DWAT) のチーム員登録数	277 人 (R6)	増加 (R12)
16	介護職員数	20 千人 (R5)	26 千人 (R22)

No	指標	現況	目標値
17	予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	1期※93.5% 2期※90.6% (R6)	95%以上 (R12)
18	個別避難計画作成割合	27% (R7)	100% (R14)

※1期：生後12～24ヶ月未満の者、2期：小学校就学前1年間の者

【ライフライン】

No	指標	現況	目標値
19	市町における災害時受援計画策定率	79% (R6)	100% (R12)
20	県水送水管耐震化事業工事進捗率	53% (R1)	100% (R12)
21	水道基幹管路における耐震適合率	39.7% (R6)	60% (R10)
22	汚水処理人口普及率	95.4% (R6)	97% (R12)

【交通・物流】

No	指標	現況	目標値
23	県内の移動1時間圏・1時間半圏	1時間 47% 1時間半 78% (R6)	1時間 52% 1時間半 82% (R12)
24	災害時ネットワーク確保率	89% (R6)	100% (R14)
25	耐震強化岸壁(緊急物資)の整備率	89% (R7)	100% (R10)
26	迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長	37.3km (R6)	40.4km (R12)
27	LED灯器の整備率	車両用灯器 71.4% (R6) 歩行者用灯器 63.3% (R6)	車両用灯器 100% (R10) 歩行者用灯器 100% (R10)

【農林水産】

No	指標	現況	目標値
28	拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率	42% (R6)	77% (R12)
29	漁業協同組合の業務継続計画の策定	一部策定 (R6)	策定 (R12)
30	防災重点農業用ため池の改修整備数	591箇所 (R6)	640箇所 (R12)

No	指標	現況	目標値
31	防災重点農業用ため池における地震・豪雨への耐性評価実施率	52% (R6)	80% (R12)
32	年間の間伐・造林面積	1,035ha (R5)	1,000ha (R12)
33	企業参入等による耕作放棄地再生面積	341ha (H27～R1 累計)	350ha (R3～R7 累計)
34	農業の年間の新規就農者数	119人 (R2～R4 平均)	150人 (R14)
35	林業従事者数	445人 (R6)	550人 (R12)

【国土保全】

No	指標	現況	目標値
36	海岸防災林の整備面積	29ha (R6)	120ha (R12)
37	山腹崩壊危険地区の保全対象戸数	1,913戸 (R6)	2,050戸 (R12)
38	崩壊土砂流出危険地区の保全対象戸数	3,868戸 (R6)	4,140戸 (R12)
39	洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施	実施 (R6)	継続実施 (R12)
40	浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合	55% (R4)	82% (R14)
41	土砂災害から保全される家屋数	20,871戸 (R6)	22,077戸 (R11)
42	土石流災害から保全される指定避難所数	60% (R6)	96% (R11)
43	雨水出水浸水想定区域図の策定率	13% (R6)	100% (R11)
44	地籍調査進捗率	15.9% (R6)	18% (R12)

【環境】

No	指標	現況	目標値
45	PCB廃棄物の保管事業者数	291事業場 (R6)	0事業場 (R8)

【リスクコミュニケーション】

No	指標	現況	目標値
46	県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の実施	実施 (R6)	継続実施 (R12)
47	防災士数	10,940人 (R6)	12,000人以上 (R14)
48	女性防災士数	3,243人 (R6)	3,000人以上 (R14)
49	避難生活支援リーダー／サポーター研修の実施 市町数	2市町 (R7)	19市町 (R16)

【人材育成】

No	指標	現況	目標値
50	消防団員数	4,995人 (R6)	増加 (R14)
51	災害ボランティアコーディネーター登録者数	646人 (R6)	880人 (R11)
52	県内におけるGADM等(災害マネジメント総括支援員・支援員)の登録者数(再掲)	21人 (R6)	200人以上 (R10)
53	防災士数(再掲)	10,940人 (R6)	12,000人以上 (R14)
54	女性防災士数(再掲)	3,243人 (R6)	3,000人以上 (R14)
55	介護職員数(再掲)	20千人 (R5)	26千人 (R22)

【官民連携】

No	指標	現況	目標値
56	石川県防災総合訓練の実施(再掲)	実施 (R6)	継続実施 (R12)
57	災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数	263団体 (R6)	増加 (R12)

【老朽化対策】

No	指標	現況	目標値
58	道路施設の健全化率	92% (R6)	100% (R14)